

第7次西尾市総合計画 後期基本計画（素案）

1 観光

主な実績

- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」の知名度が高まったことにより、飲食店等の関連施設及び来訪者は個々施設により増減はありますが、全体的には増加しています。
- 観光協会の法人化により、観光モデルコースの設定や独自の観光ツアーの企画・販売が可能になっています。
- 竜の子街道広域観光推進協議会で広域観光を推進するとともに、醸造を軸とした竜の子ロールや竜の子スイーツなどの特産品開発を進めています。
- 「アート島の島」として各種メディアに度々とりあげられたことにより、佐久島の知名度が高まり、観光客が着実に増加しています。

今後の課題

- 本市は、海、川、山の自然に恵まれ、豊富な観光資源を有しています。しかし、「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「佐久島」など知名度が高まっている資源はあるものの、県外での知名度はまだ低いために、SNSの活用など、効果的なPRを工夫する必要があります。
- 遠方からの集客の拡大を図るために、竜の子街道推進協議会などによる広域観光の推進や県外でのPR活動などを進める必要があります。さらに訪日外国人客を誘致するために、海外への情報発信も強化する必要があります。
- 点在している観光資源を効果的につなげるために、モデルコースを活用した観光ツアーの企画・販売を強化するとともに、観光ツアーの誘致を推進する必要があります。
- 佐久島においては、年々増加する観光客に島内の受け入れが対応できていないことから、移住促進による人材の確保と合わせて受入体制の充実を図る必要があります。
- 各種体験プログラムの充実や観光コースへの組み込みなどにより、市内でゆっくり滞在できる魅力を高める工夫が求められます。

目指す姿と目標指標

- 豊富な観光資源や観光拠点を結ぶ観光ルートを整備することにより、県外から多くの観光客が訪れます。
- 「見る・遊ぶ・泊まる・食べる・買う」を完結できる滞在型・回遊型・体験型観光メニューの充実により、市内で滞在する観光客が増えて、本市の観光業が活性化します。
- 漁業、農業等の地域資源を生かした体験型イベントや特産品開発などにより、観光業以外の産業も活性化します。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
一色さかな広場年間来場者数	794,200 人	741,700 人	820,000 人	850,000 人
西尾市憩の農園年間来園者数	794,420 人	756,414 人	820,000 人	850,000 人
道の駅にしお岡ノ山年間来駅者数	460,000 人	508,183 人	510,000 人	550,000 人
年間佐久島渡船乗船人数	182,000 人	255,649 人	207,000 人	260,000 人

施策の内容

- (1) 観光ルートの整備、観光交流圏づくり
 - ① さまざまな観光資源を活用して観光魅力が高めるために、観光コースの周知と観光コース間の連携、新たなコースの開発等を進め、まち全体で西尾の魅力を感じられるまちづくりを進めます。
 - ② 竜の子街道広域観光推進協議会等の広域観光を推進し、回遊性の高い観光圏の形成を目指します。
 - ③ まちの玄関口である西尾駅周辺を始め主要な拠点において観光案内機能の充実を図ります。
 - ④ 大名行列、てんてこ祭、大提灯まつり、鳥羽の火祭りなどの文化的観光行催事の保存・活性化に努めます。
- (2) 観光メニューの創出
 - ① 地域資源を活用した体験プログラムの充実を図り、西尾市に滞在する魅力を高めます。
 - ② 特産品の開発・販売、観光客に合わせたメニューの開発等、事業者の取り組みを促進します。
- ③ 観光ツアーや体験プログラム等の観光商品を販売し、観光客の集客を図ります。
- (3) 西尾の魅力のPR
 - ① 観光パンフレットの充実、インターネット、マスコミ等の有効活用等による観光PRを展開します。
 - ② SNS等で西尾の魅力を発信する人を増やし、西尾市の情報発信力を高めます。
 - ③ 県内外での物産展の出展や物産展等を開催し、西尾市の魅力をPRします。
- (4) 佐久島観光の推進
 - ① 佐久島の観光資源であるアート作品、海水浴、潮干狩り、グルメ、特産品を整備し、観光の魅力を高めます。
 - ② 増加する観光客に対応するために、飲食・宿泊機能などの受入体制の充実を図ります。
 - ③ クラインガルテン事業等、過疎化対策と合わせ、観光客を移住につなげます。

協働のまちづくりの考え方

観光を持続可能なものにするために、地元商工業者や宿泊事業者等の民間事業者が主体となって、ビジネスとして成り立つように創意工夫を重ねながら集客魅力を高めます。また、地域資源を活用した魅力づくりを進めるために、市民も積極的に関わって、観光にもつながるまちづくりに取り組みます。

行政は、こうした民間事業者や市民の取り組みを支援するとともに、関係者間の連携を深めて、西尾市としての一体的な取り組みとなるようにコーディネートするとともに、観光協会と連携して西尾市のPR活動を展開します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
関係する民間事業者は、限定メニューや見学・体験コースなど魅力的な商品・サービスの開発に努めるとともに、観光コースの魅力づくりに協力します。 市民は西尾市の魅力を伝える「おもてなし隊」やボランティアガイドの活動に、参加・協力して、西尾市の情報を発信します。	観光協会の活動を支援するとともに、観光協会と連携してシティプロモーションを展開します。

2 地域ブランド

主な実績

- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」が地域団体商標に登録されている他、新たに「西尾の抹茶」が地理的表示（GI）保護制度の登録産品となり、ブランドとして認定されています。
- 醸造を軸とした「竜の子ロール」や「竜の子スイーツ」「西尾の抹茶なべ」などの特産品の開発を進めてきました。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」を表示する店舗が増えるなど、知名度が高まっており、ブランドとして確立しつつあります。
- 「三河一色えびせんべい」として地域団体商標の登録申請をしており、新たな地域ブランドづくりに取り組んでいます。

今後の課題

- 竜の子街道広域観光推進協議会、観光協会が中心となってスイーツや料理を開発してきましたが、今後継続・定着させるためには、効果的な販路開拓を進める必要があります。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」をPRするために、組合が中心となって物産展の出展等行っていますが、首都圏ではまだ知名度が低いことから、さらに効果的なPRを展開する必要があります。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」には、外国人にとっても魅力的なコンテンツになる可能性があることから、海外でのプロモーションを展開する必要があります。
- 「三河一色えびせんべい」として地域団体商標の登録申請しており、新たな地域ブランドとしてPRを強化する必要があります。
- 商品の知名度は高まりつつありますが、「西尾市」の知名度が低いことから、商品と合わせて西尾市のイメージ形成を図る必要があります。

目指す姿と目標指標

- 西尾の特産品が広く全国に知られています。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」に続き、新たに「三河一色えびせんべい」などの特産品がブランド化されています。
- 西尾市の特産品のブランド化と西尾市のイメージアップの相乗効果により、特産品と地域の評価がさらに高まる好循環が形成されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
東京での物産展における「西尾市」の知名度	38.1%	34.0%	45%	50%
西尾の特産品を3つ以上知っている市民の割合	67.8%	67.1% (H29)	75%	80%

施策の内容

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 地域産品の発掘と開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地元企業や産業団体などとの連携のもと、地域産品の発掘や新たな特産品開発を支援します。 ② 全国有数の生産を誇る花きなどの産地振興とブランド化を支援します。 ③ 特産品の開発・生産を今後も継続するために、効果的な販路開拓等販売の促進を図ります。 | <p>(2) 地域ブランドの浸透・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」及び「三河一色えびせんべい」の浸透を図るためのPR活動の展開、PRイベントの開催を支援し、地域ブランドの浸透を図ります。 ② 本市は、全国的にはまだまだ知名度が低いため、地域ブランド「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」等の商品ブランドのPRと合わせて、「西尾市」の情報を発信し、「西尾市」の知名度の向上と地域イメージの形成を図ります。 |
|---|--|

協働のまちづくりの考え方

事業者や産業団体が主体となって商品のブランド力を高めるために、品質の維持や新たな関連商品の開発、ブランドのPRなどに取り組みます。

行政は、事業者や産業団体の取り組みを支援するとともに、特産品のPRと合わせて西尾市の観光PRや市の情報発信を展開し、特産品の魅力と地域の魅力がつながるような地域イメージの形成を図ります。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」に関係する事業者や団体は、ブランドの価値の向上と浸透を図るために、品質管理を徹底してブランドを維持するとともに、関連商品やサービスを開発し、ブランド価値の向上に取り組めます。</p>	<p>西尾市の魅力の発信を行い、特産品（ブランド商品）を生み出した西尾市の知名度を高め、地域ブランドの浸透につなげます。</p>

3 商業

主な実績

- 西尾商工会議所主催の「一店逸品研究会」によるこだわり商品の開発と「まちのふれあい教室」の開催による商品の発信により、新規顧客が開拓されています。
- 年2～3回開催の「創業支援セミナー」と連続講座「創業キホン塾」を開催して、新規事業者の育成を進めています。
- 西尾駅西広場整備事業の事業内容がほぼ固まり、新たな集客拠点の形成が期待できます。

今後の課題

- 商店街の集客力が低下していることから、今後の商業の活性化は、個店の魅力づくりが重要なポイントになります。
- 高齢の経営者などを中心にホームページ等による情報発信やネット対応が遅れている店が多いことから、今後も消費者の購買行動の変化に的確に対応できるように、専門家による支援体制を充実し、個店の経営力を高める必要があります。
- コンベンションホール、ホテル整備が予定されている西尾駅西広場整備事業の効果を活用して、駅周辺のにぎわいづくりを進める必要があります。
- まちのにぎわいづくりのために、各種イベントを開催していますが、一時的なにぎわいとどまっていることから、恒常的な集客につなげることが課題となっています。
- 商業経営者の高齢化が進んでいることから、西尾の商業の魅力を高めるためには、新しい事業者を増やす必要があります。そのために、創業支援セミナーや講座の周知と内容の充実を図り、参加者を増やす必要があります。

目指す姿と目標指標

- 文化・商業・観光など多様な都市機能の集積により多くの来訪者が訪れる都市拠点となります。
- 既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発・提供により、こだわりのある店舗を増やします。
- 高齢者等も身近な場所で買い物できる環境が整っています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
創業支援セミナー参加者延数	71 人	36 人	105 人	120 人
空き店舗活用数	2 店舗	0 店舗	4 店舗	6 店舗
宅配サービス実施店舗数	0 店舗	64 店舗	10 店舗	100 店舗

施策の内容

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 商業経営環境の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インターネットを活用した情報発信や販売等のICTを活用した経営を推進します。 ② 小規模事業者の経営安定化、近代化など経営基盤の改善を図るための融資活用の支援をします。 ③ 車での移動が困難な高齢者の増加に対応するために、宅配サービスの取り組みを支援します。 <p>(2) 商業基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 西尾駅西広場整備事業によるコンベンションホール、ホテル機能等の整備を進め、駅周辺の集客基盤の強化を図ります。 ② 中心市街地は、歴史的雰囲気を感じられる街並みの保全と整備を進め、魅力的な商業施設の誘致を図ります。 | <p>(3) 商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伝統祭事、イベント等を絡めた商業の活性化事業を補助し、衰退しつつある商店街に賑わいを取り戻します。 ② 既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発により、こだわりのある店舗を増やします。 ③ 空き店舗を活用して、新たな事業者の呼び込みを図ります。 <p>(4) 起業・創業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商工団体や各関係機関と連携し、創業のための知識習得のため創業支援セミナー等を開催します。 ② 新たに創業しようとする人に対する資金繰りの支援をしていきます。 |
|---|---|

協働のまちづくりの考え方

西尾市の商業を振興させるためには、個々の事業者が消費者のニーズを的確に捉えて、魅力的な商品・サービスを提供する努力を続けることが基本となります。

一方、商店街は街のコミュニティの場としての役割を担うとともに、車での移動が困難な高齢者の日常生活を支える役割を担っており、商店街とその中の商業機能を維持・充実させるために、市民、行政の参加と協力の下で魅力的なまちづくりを進めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>事業者は、消費者に支持される商品・サービスの提供に努め、常に魅力的な店づくりに努めます。</p> <p>市民、事業者、行政は連携して、地域の資源を活用したイベント等開催し、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めます。</p>	<p>行政は、事業者の経営努力をサポートするとともに、市民等連携してまちのにぎわいづくりを進めます。</p>

4 農・水産業

主な実績

- 生産流通、団体活動、後継者育成などの支援を目的とする多様な事業の実施により、農業生産基盤は維持・充実しています。
- その効果もあり、てん茶、きゅうり、いちご、小麦、大豆、カーネーション、洋ラン、豚肉、うなぎ、あさりの農水産物は、愛知県内の生産量の上位を占めています。
- 食育の大切さを分かりやすく伝えることができる体験事業や楽しく食育を学ぶ各種教室の実施で、食育に興味関心を持った人が増えています。
- にしお農業塾で、新規就農者及び販売農家の育成を図っています。

今後の課題

- 合併により本市の農・水産業の産物は多彩なものが生産されており、バランスの取れた第1次産業となっています。しかし、少子高齢化の影響もあり、担い手の減少とともに、生産量も減少しており、担い手の育成が喫緊の課題となっています。
- 水産業については、近年あさりの不漁が続き、大きなダメージを受けていることから、効果的な対策を検討する必要があります。
- 花きや抹茶は全国でも有数の生産量を上げています。花きは、産地間競争の激化、需要の低迷、資材等の高騰など将来の農業経営の見通しが不透明になっており、販売促進の取り組みをさらに進める必要があります。
- うなぎ養殖は、全国上位の水揚げを誇っています。しかし、漁場環境の悪化等により漁獲量は全体的に減少傾向にあり、それに伴い後継者不足が問題となっています。また、種苗であるシラスウナギの採捕量が激減し、その価格の高騰が養鰻経営を圧迫しており、種苗生産技術の確立や生産コストの軽減が課題となっています。
- 抹茶は世界的に需要が高まり、原料としての抹茶が不足する状態になっており、栽培面積の拡大が求められていますが、栽培に適した土地の確保が課題となっています。
- にしお農業塾、定年帰農支援事業によって新規就農者の育成を進めていますが、今後もさらに担い手の育成を進める必要があります。

目指す姿と目標指標

- 担い手が確保・育成され、「良質」「安心・安全」「低コスト」な農産物づくりが行われています。
- 花き、茶、うなぎなどは、ブランドとして確立され、全国的に販路が拡大しています。
- 食育が推進され、市民が健康で豊かな生活を営んでいます。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
農地利用権設定率	37%	44%	50%	60%
ほ場整備事業等実施面積	4,740ha	4,762ha	4,770ha	4,828ha
農業経営士数	94人	83人	104人	114人
漁業士数	17人	16人	20人	23人

食育に関する行動や活動をしている市民の割合	16%	23.8% (H29)	30%	60%
地元産の農水産物を優先して購入している市民の割合	58.1%	54.5% (H29)	65%	70%

施策の内容

- (1) 特色ある農・水産業の展開
- ① 種苗生産や品種改良の取り組みを支援し、新品種開発を進め、特産物の開発を振興します。
 - ② 都市市場が近いことを生かし、農・漁業の6次産業化を推進し、産物の高付加価値化を図ります。
 - ③ 畜産堆肥の有機資源を利用した有機農業を推進します。
- (2) 農・漁業経営環境の強化
- ① 農業用地の利用集積を進めるとともに、農地利用権設定の促進を図り、遊休農地の利活用を図ります。
 - ② 栽培漁業を推進し、稚貝や稚魚等の放流等により資源管理を図り、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めます。
 - ③ 浅場・干潟の保全、藻場の再生など漁業資源の育成に努めます。
 - ④ 畜産環境問題の解決に向けた技術の導入などの取り組みを推進し、畜産経営基盤の強化を図ります。
- (3) 生産基盤の整備
- ① 排水機場や排水路の改修、農道の維持補修など農業生産基盤の整備を進めます。
 - ② 農地の区画の是正及び大区画の造成、道路・水路の改修など農業生産基盤の整備を進めます。
 - ③ 漁業生産の基盤となる漁港の改修や補修を進めます。
- (4) 担い手の育成
- ① 青年農・漁業者の確保など担い手の育成を支援します。
 - ② 農業経営士や漁業士の育成を支援します。
 - ③ 定年帰農者の育成を支援します。

協働のまちづくりの考え方

農・水産業は、農業者・漁業者及び関係団体が主体となって取り組むとともに、行政は、営農環境や漁業の操業環境の整備を推進します。

広域にわたる事業や生産基盤整備等については、行政が関連団体の意見を集約し、調整又は実施します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>農業者・漁業者及び関係団体は、安全・安心な生産物を供給します。</p> <p>市民は、農業体験等通じて農業の理解を深めるとともに、食育に関心を持ち、地産地消に努めます。</p>	<p>行政は、圃場、排水機、漁港などの生産基盤の整備を進めます。</p>

5 工業・新産業・雇用

主な実績

- 企業立地の手続き等に関するワンストップサービス及び各種優遇制度（企業再投資促進補助金 18 件、企業立地促進奨励金 5 件、工場等建設奨励金 47 件、中小企業投資促進奨励金 1 件）により、市外企業の誘致及び市内企業の流出防止を図りました。（平成 25 年度から 28 年度まで）。
- 年間延べ 200 社近くの企業訪問を通して、設備投資動向等の情報収集や企業立地優遇制度等の情報提供を行なったことにより、県内有数の 48 件の企業誘致等の実績をあげました（平成 25 年度から 28 年度まで）。
- 地域経済の厚みづくりを目的に「ものづくりのまち西尾」の魅力をもつための動画及び冊子を作成するとともに、“気づき”や“稼ぐ力”のきっかけを提供するための「産業立地セミナー」を開催しました。
- 市内のものづくり企業と大規模展示会に共同出展し、販路拡大等の後押しを行ないました。
- 「産学官金」連携により一企業単独ではできない「ものづくり」の共同開発のための講座やシンポジウムを開催し、ものづくりの協働開発の足掛かりをつくってきました。

今後の課題

- 市内企業の持続的成長を支援するために、事業効果を見極めながら、引き続き事業の改善・継続を進めていく必要があります。
- 企業立地の受け皿となる企業用地が不足しており、企業の意向にタイムリーに対応できる企業用地を確保する方策を講じる必要があります。
- 景気の拡大とともに、市内企業の人材確保が厳しくなっており、人材不足が企業の成長の阻害要因にもなりつつあります。そのため、合同企業説明会や職業訓練生の確保など、企業の人材確保を支援する必要があります。
- 市内企業への人材の定着を図るために、就労に関する悩みの相談や企業の福利厚生の実践の支援を図る必要があります。

目指す姿と目標指標

- 市内企業が順調に操業を続けるとともに、市外企業の誘致も進み、市内の産業が活性化しています。
- 新たな企業用地が確保され、多様な企業が新規立地するとともに、市内企業の住工混在の解消に寄与しています。
- 市内に多くの雇用の機会があり、安定した就労が可能となっています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
製造品出荷額等	12,610 億円	13,481 億円 (H26)	14,900 億円	16,900 億円
優遇制度利用累計件数	16 件	87 件	30 件	160 件
仕事と仕事以外の生活の調和が保たれていると思う市民割合	60%	58.2% (H29)	60%	60%
市内で働く人数	34,033 人	未公表	39,000 人	44,000 人

施策の内容

- (1) 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止策
- ① 企業見本市の出展支援や市内のものづくり企業との大規模展示会への共同出展により販路拡大等を後押しし、企業の成長をサポートします。
 - ② 中小企業の操業環境の向上と住工混在を解消するため、優良な企業用地への立地誘導を図ります。
 - ③ 市内のものづくり企業が抱える経営課題を的確に捉えたゼミナール等を開催し、企業の経営力を強化します。
 - ④ 企業用地の確保にあたっては、企業からの用地ニーズに速やかに対応できるよう都市計画マスタープランの見直し等を行います。
 - ⑤ 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止を図るため、奨励金等の交付、緑地面積率の緩和等を行い、企業誘致等を推進します。
- ⑥ 企業立地の一層の推進と「ものづくりのまち西尾」の体現に向け、産業立地セミナーやPR冊子を作成するとともに、企業立地の手続き等に関するワンストップサービスを行うことにより、企業進出を後押しします。
- (2) 雇用の確保
- ① 西尾市雇用推進協議会を通じて合同企業説明会を開催するなど、市内企業の人材確保と就業を支援します。
 - ② 職業訓練校の運営を支援することにより、必要な能力の習得及び向上を図ります。
- (3) 雇用環境の整備
- ① 就職活動に関するさまざまな悩みを持つ若者、ニートやフリーターの若者などが早期に就職できるよう相談事業を実施します。
 - ② 労働者福祉の増進を図るため、愛知県労働者福祉協議会西三河支部の活動に対して支援を行います。

協働のまちづくりの考え方

企業は、活発な企業活動を展開することにより、地域経済の活性化に貢献するとともに雇用の機会を提供し、市民の安定した暮らしを支える役割を果たしていきます。

行政は、このような社会的役割を果たす企業を増やすため、市外企業の誘致及び市内企業の流失防止を推進し、また、企業が活発な企業活動を展開できるよう各種サポートを行います。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>企業は、社会的役割を発揮できるよう新技術の開発や販路開拓に取り組み、経営基盤の強化と発展に努めます。</p> <p>また、周辺環境に配慮した操業と地域活動への参加等を通して、地域に愛される企業を目指します。</p>	<p>行政は、社会的役割を果たす企業を増やすため、新たな企業用地の確保に努め、市外企業の誘致及び市内企業の流出防止を図ります。</p> <p>また、企業が活発な企業活動を展開できるよう各種サポートを行います。</p>

1 道路

主な実績

- 社会資本整備総合交付金等を活用して、中部幹線、田貫徳永線などの整備を進めています。また、市道幡豆16号線などの道路改良が完了しました。
- 右折車線の整備、歩道の整備のための道路改良を順次進めてきました。
- 橋梁長寿命化計画に基づいた整備事業とともに、道路施設についても点検を進めてきました。

今後の課題

- 本市は、公共交通機関の利用割合は低く、自動車交通の依存度が極めて高い都市です。そのため、道路交通網の強化は、本市にとって最優先課題です。市内の幹線道路として、(地域高規格道路)名浜道路の建設促進、(都)名豊道路と(都)衣浦岡崎線の4車線化、(都)安城一色線、(県)幸田幡豆線、(都)西尾幡豆線の早期整備をしていくことが重要です。
- また、市内の南北の路線の通勤時間帯での交通量が增大していることも踏まえ、恒常的な渋滞解消の対策を図っていくことが急務となっています。そのため、幹線道路や生活道路の右折車線の整備、歩道の設置等の整備促進が求められています。
- 幹線道路の整備のためには、国や県の交付金等の活用、用地確保のための地権者の協力を得ることが大きな課題であり、整備路線の選定を的確に行うことが必要です。
- 県道の交差点、県道と市道の交差点の改良に際しては、県への要望を継続的に行う必要があります。
- 歩道の整備のためには、地権者の理解と協力が必要です。
- 橋梁や道路施設の長寿命化のための国の交付金の配分額が少なくなっており、財源の確保が課題です。

目指す姿(生活像)と目標指標

- 県内の都市間の移動がスムーズで高速道路へのアクセスも便利になっています。
- 幹線道路の整備、右折車線の設置により、交通渋滞が緩和されています。
- 通学路や交通量の多い道路に歩道が整備され、歩行者の安全が確保されています。
- 橋梁や道路の長寿命化が進み、管理コストの削減が見込まれています。

指標名	実績値		目標値	
	H25(2013)年 策定時	H28(2016)年	H29(2017)年	H34(2022)年
市道の改良延長	1,144km	1,237km	1,184km	1,252km
都市計画道路の整備状況	65%	67%(H27)	67%	70%
交通量混雑度(県道豊田一色線、桜町2丁目観測地点)	1.96	2.06(H27)	1.8	1.5
交差点改良(右折車線の設置)の必要な箇所	16か所	14か所	13か所	10か所

施策の内容

- (1) 幹線道路の整備
 - ①都市計画道路の早期供用開始をめざし、国・県との協力体制を構築します。
 - ②他事業との連携により、用地等の協力体制の強化を図ります。
 - ③歩行者の安全確保のため歩道を整備します。
 - ③橋梁長寿命化修繕計画にそって橋梁の修繕を行い地震に強い橋梁を目指します。また、道路施設修繕計画を策定して長寿命化を図り、通行の安全を確保します。
- (2) 生活道路の整備
 - ①恒常的な渋滞を解消するため、右折車線の整備、道路幅6m以上の道路の整備を進めます。

協働のまちづくりの考え方

アダプトプログラムの取り組みを拡大して、行政と市民が協働で維持管理（清掃）を行いまちの環境美化や道路環境の向上を図ります。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
道路の穴等危険箇所の情報提供は、迅速に改善することができるように、気付いた市民が行政に連絡します。 市民や事業者等がアダプトプログラムに積極的に参加して、環境美化を進めます。	市民からの道路危険箇所の情報提供に迅速に対応するとともに、説明会などを開催して道路の拡幅・新設について意見を把握しながら、地元の理解を得ます。

2 災害対策

主な実績

- 移動系無線は、合併前の旧3町地区への整備が完了するとともに、避難所等の屋外アンテナ設置を進めたことにより市内全域にわたる情報連絡網を構築することができました。
- 被害想定に基づいて津波一時待避所の増設や、飲料水兼用耐震貯水槽の整備などを進めてきました。
- 地震・津波ハザードマップを全戸配布しました。

今後の課題

- 今後整備を図る避難所や防災拠点における移動系無線の整備、山間部など屋外で不感地帯となるエリアの解消、同報系無線の更新などによりきめ細かな情報伝達体制を構築していく必要があります。
- 市内の南部では津波による浸水が広く想定されており、避難場所の確保や、避難場所等の活用方法の見直し、津波一時待避所などの施設の更なる拡充が必要です。
- 東日本大震災や局地的豪雨等を踏まえて、防災対策についての住民への周知啓発が一層必要です。
- 地域ぐるみの防災活動を充実するために、市民への情報発信や、直接的な働きかけをしていくことが必要です。
- 耐震改修を促進するために、補助制度の活用についてPRを強化することが必要です。
- 矢作古川水系における河川の早期改修など、水害・土砂災害対策の一層の充実が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 迅速で正確な災害情報が入手できるようになっています。
- 地震災害などに対して安全な住宅に市民が住み、安心して暮らすことができます。
- 海岸、河川の整備が進み、大規模災害に対し人命や財産などの被害について軽減が図られています。
- 避難場所等に必要な施設・設備が配備されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
移動系無線機整備数	114 台	191 台	196 台	191 台で完了
飲料水兼用耐震性貯水槽整備数	6 基	10 基	11 基	10 基で完了
自主防災会活動への参加率	36.2%	41.3% (H29)	50%	70%
家庭で食料や飲料水等の備蓄をしている割合	53.5%	51.1% (H29)	65%	75%

施策の内容

- (1) 情報収集・伝達体制の充実
 - ① 市内各地の災害情報を収集・伝達するために、必要な情報連絡網を構築します。
 - ② 市内全域に必要な災害関連情報を正確に配信します。
 - ③ 同報系無線や移動系無線を始めとする各種の情報収集・伝達システムを総合的に構築します。
- (2) 地震・津波対策の推進
 - ① 浸水が想定される地域の津波一時待避所・避難場所等の確保と、避難場所等の施設・設備の整備、食料などの備蓄の充実を図ります。
 - ② 東日本大震災や局地的豪雨等を踏まえた防災体制の整備を図ります。
- ③ 重要度を増した津波対策のために、堤防の液状化対策など海岸・河川の耐震改修・整備を県と連携して推進します。
- ④ 地震による建築物の被害、家屋の倒壊による人命や財産の損失を未然に防止します。
- (3) 水害・土砂災害対策の推進
 - ① 集中豪雨などの被害を最小限にするため、河川の早期改修や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの水害・土砂災害対策を推進するよう県などに要望します。
 - ② 土砂災害防止法に基づく警戒区域における対策工事を県に要望します。

協働のまちづくりの考え方

自然災害に備えるために、行政による公助、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が連携した防災協働社会の形成をめざします。特に、強く懸念されている大規模地震は津波などによる大規模な被害が予測されるため、平時から市民、事業者、自主防災会・NPO、ボランティア組織、市等が顔の見える関係をつくり、連携した災害対策を推進します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、その自覚を持ち、必要に応じて自宅の耐震化対策を講じるなど平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、地域の自主防災会活動に積極的に参加し、災害時の対応力を身に付けます。</p> <p>災害時には、自助に次いで地域が救出救護等を実施するとともに、行政機関の行う救援活動に協力します。</p> <p>団体・事業者は、住宅の耐震工事に対する相談会や勉強会の開催、津波対策を検討する協議会等への助言、市民・自主防災会への防災意識の向上や啓発に協力をするなど防災活動の推進に努めるとともに、IT 技術を活用した災害情報サービスの提供など防災体制の整備充実に努めます。</p>	<p>自然災害に対応する防災施設・設備の整備、住宅の耐震診断、耐震改修の補助、耐震化の必要性の意識啓発や大規模地震に伴う津波対策を検討する協議会等の開催、地域相互の協力関係づくりなど総合的な防災対策を講じていきます。</p>

3 公共交通

主な実績

- 名鉄西尾・蒲郡線は市民と行政が一体となった利用促進の取り組みの成果もあって、同線の年間利用者は増加しています。
- コミュニティバスなどの運行によって、市内の移動手段を確保しています。
- 鉄道事業者や市、民間事業者によって一時駐車場が一部の駅で整備されています。
- 佐久島渡船事業は、利用者の増加に伴う運賃収入の増加により、経営が安定し、島の生活基盤として安定した運行が確保されています。

今後の課題

- 公共交通網が十分ではないため、鉄道を中心とした交通弱者への対応のみならず、観光やまちづくりと連携した公共交通網全体の改善が必要です。
- 既存の鉄道、路線バス、タクシー、渡船など地域の交通資源の活用と連携によって、それぞれの活性化を促すとともに、利用者の利便向上をめざし総合的な地域公共交通を構築することが必要です。
- 鉄道は、市の公共交通の柱であり、安定的な維持を図るためには、今後も行政と市民が一体となってさらなる利用促進に取り組む必要があります。
- 佐久島渡船は、観光客の増加により収支も改善され、経営の安定化が図られていますが、利用者の増加に対応して、輸送力の確保、安全運航の徹底、多言語対応などの対策を検討する必要があります。

目指す姿と目標指標

- 誰でも自由に移動できる鉄道やバスなどの公共交通機関が整備され、活発な人的交流や経済活動を促し、地域の活性化が図られています。
- 地域の各交通機関がそれぞれの特徴を生かして連携することで、効率的な運行が行われ安定した路線が確保されています。
- 高齢者や障害者など交通弱者の外出の機会が保障され、社会参加が進んでいます。
- 佐久島渡船は、生活航路・観光航路の両面から利便性の向上が図られています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
名鉄西尾・蒲郡線年間利用者数	3,071 千人	3,358 千人	3,137 千人	3,673 千人
六万石くるりんバス年間利用者数	82 千人	116 千人	95 千人	198 千人
いこまいか一年間利用者数	—	1,155 人	—	1,680 人
路線バス年間利用者数	617 千人	527 千人	617 千人	617 千人
日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	39.9%	41.5% (H29)	35%	30%

施策の内容

- (1) 総合交通体系の確立
 - ① 鉄道、バス、タクシーなど地域の交通資源の活用と連携を図ることで、公共交通体系全体の活性化を図ります。
 - ② コミュニティバスなどを運行することで、公共交通空白地解消に対応できる交通網の充実を図ります。
 - ③ 利便性の高い交通ネットワークを実現するために、路線バス等の他の公共交通機関との重複区間や料金体系の見直し、接続の利便性の向上など、公共交通体系全体の見直しの検討を進めます。
 - ④ 自動運転・自動走行システムなどの次世代交通システムの実用化について、国、県等と協力し、調査研究を進めます。
- (2) 鉄道の維持・利便性の向上
 - ① 鉄道は、都市間交流を促す主要な交通基盤として維持・存続、利便性向上を図ります。名鉄西尾・蒲郡線については、鉄道事業者への財政的支援を行うとともに、地域と連携して利用促進に向けた活動を展開します。
 - ② 駅周辺の自転車駐輪場や民間駐車場の有効活用により、自転車やマイカーとの乗り継ぎの利便性を高め、パークアンドライドを推進します。
- ③ 東海道新幹線やリニア中央新幹線を見据えた鉄道ネットワークの充実・強化のため、名古屋駅や豊橋駅のアクセス向上に向けた調査検討を進めます。
- (3) バスの維持・利便性の向上
 - ① 通勤・通学・通院等の重要な移動手段である民間バス路線を維持するために、財政的支援を行うとともに利用促進に努めます。
 - ② 必要に応じて、他の交通機関等との乗継拠点等の整備を進め、バス利用者の利便性の向上を図ります。
- (4) 渡船の維持・利便性の向上
 - ① 佐久島住民に不可欠な生活交通航路及び離島振興に必要な観光航路として、渡船を維持するとともに、他の交通との連携を図り効率的な運航に努めます。
 - ② 輸送力の確保、安全運航の徹底など、増加する乗船者数に対応するとともに、運賃収入による安定的な運営を維持します。
 - ③ 燃料費の高騰など、今後の環境変化の中でも安定した経営を維持するために、業務の合理化による経費の縮減とサービスの向上を図ります。

協働のまちづくりの考え方

今後、さらに高齢者が増加すると、公共交通は、市民の日常生活に不可欠な移動手段としての重要性がますます高まることから、市民一人一人がその重要性を認識して、自分たちの移動手段は自分達で守るという意識を持って、公共交通を積極的に利用します。

行政は、都市の重要なインフラとして公共交通の維持と利便性の向上に取り組みます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
地域、学校、職域、経済団体等が参加する名鉄西尾・蒲郡線応援団が中心となって、広く市民に利用をPRするイベント等を開催するとともに、組織的に鉄道・公共交通の利用を進めます。 生活交通路線を確保するため、地域の交通資産を守るという認識をもって積極的に利用するとともに、イベント開催等地域全体で利用者を増やす取り組みを進めます。	交通機関の維持・存続を図るため、財政的支援を行うとともに、運行の円滑化と利用促進の方策を講じます。また、市民のニーズを踏まえて、地域公共交通の合理的・効率的な運行のあり方を地域公共交通会議で協議していきます。

4 市街地

主な実績

- 西尾駅西広場整備事業は、市内企業を代表とする事業者グループによる施行が決定し、事業を進めています。
- 事業中の土地区画整理組合を支援するとともに、計画中の地区についても組合を設立するための支援を順次進めています。
- 住居系の地区計画を導入するとともに、市街化区域の拡大などにより、居住環境の形成と人口の受け皿づくりを進めてきました。
- 市営住宅の統廃合や木造住宅の取り壊しを順次進めるとともに、施設・設備の改修を順次進めています。

今後の課題

- コンパクトシティの形成に向けての方向性を明らかにして、都市構造の改善を進めることが課題となっています。
- 土地区画整理事業や地区計画の導入などにより、低・未利用地の面的整備を進めることが必要です。
- 景観形成の方向や手法を検討して、市民とともに良好な街並みや歴史・文化を大切にする景観を形成していくことが必要です。
- 市営住宅の統廃合や木造の取り壊し、長寿命化など老朽化対策を進めることが必要です。また、市営住宅入居者の高齢化・単身化に対応した維持管理のあり方を改善することが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 豊かな自然と調和した都市空間が形成され、住みやすいまち、住み続けたいまちになっています。
- 誰もが住宅を確保することができ、安心して暮らすことができる居住環境が整っています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
市街地における面的整備率	8.4%	9.1%	9.6%	9.8%
木造市営住宅の戸数	55 戸	16 戸	0 戸	0 戸
耐用年数を経過した市営住宅戸数の割合	41%	46%	49%	32%
住み続けたいと思う市民割合	78%	81% (H29)	80%	85%

施策の内容

- (1) 市街地整備の推進
 - ① 利便性が高い駅周辺に、環境に配慮した良好な住宅地域及び商業・業務地域を構築する面的整備を推進します。
 - ② 低・未利用地域の面的整備の推進や、住宅密集地においては地区計画の導入や住宅の建て替えにあわせた道路拡幅整備を推進します。
 - ③ 安全・安心な街並みの形成に努めます。
 - ④ 新市街地は、自然を生かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備を推進します。
- (2) 地域特性を生かした景観形成
 - ① 歴史・文化とふれあうことができるなど、多様な公園・緑地の整備促進を図ります。
 - ② 地域資源である街並みの保存や、歴史・文化を活用した潤いと魅力あるまちを住民との協働により実現します。
- (3) 市営住宅の活用と維持管理
 - ① 点在する小規模市営住宅の統廃合を進めます。
 - ② 木造の市営住宅の取壊し、用途廃止を進めます。
 - ③ トイレの水洗化、バリアフリー化、駐車場の確保など、社会ニーズに合った施設・設備の更新を行います。
 - ④ 更新時期を迎えた市営住宅の計画的な更新を図ります。

協働のまちづくりの考え方

市民が自ら暮らしやすく快適なまちをつくり、地域の文化や環境を大切にするために、市民が積極的に参画するまちづくりを推進します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>住み続けたいまちにするため、身近な公共空間や居住環境の美化・改善のために行動することに努めます。まちづくりにかかわるワークショップなどに積極的に参加するとともに、アダプトプログラムなどの具体的な取り組みに参加して主体的に活動を行います。</p>	<p>市民の主体的な取り組みに対して支援を行い、まちづくりにかかわる市民活動団体の育成を図ります。また、計画策定時にワークショップなど市民の意見を取り入れるなど、市民参加の試みを充実します。</p>

5 上水道

主な実績

- 水道普及率は平成 28 年度末現在 99.8%となっており、ほぼ 100%を達成しています。
- 西尾市水道ビジョンに基づき、施設の維持・更新、重要管路の耐震化工事、老朽管の更新工事を進めています。
- ポンプ場の耐震化は完了しています。
- 重要管路の耐震管への布設替えを進めています。平成 28 年度末現在の重要管路耐震化率は 42.1%となっています。
- 有収率の向上を図るため漏水の早期発見に努め、迅速な漏水修理等の結果、平成 28 年度の有収率は 93.8%と向上しています。

今後の課題

- 老朽管更新事業、耐震化事業など、水道施設の改良・更新には多大な費用を必要とするため、年次計画に沿って着実に事業を実施していく必要があります。
- ビル・マンション等の貯水槽水道の適正な衛生管理を促していく必要があります。
- 災害時の水道水確保のため、応急給水対策を充実する必要があります。
- 管路の漏水調査を継続して取り組み、有収率の向上を図る必要があります。
- 佐久島は、南知多町水道事業の給水区域に属しているため、安定した供給を維持するために必要な負担を行う必要があります。
- 大手企業などを中心に、災害対策の一環として浄化装置を導入するところが増えていきます。その結果、今後、上水道の使用量が減少することが予想されるため、企業会計の健全化に向けた対応が求められています。そのため、利用者ニーズを把握するための調査を実施する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 安全で安心で、おいしい水道水が常時安定して供給されています。
- 水道事業の健全経営が将来にわたって維持されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
ポンプ場耐震施設率	61.1%	97.4%	100%	100%
配水池耐震施設率	68.6%	76.6%	92%	92%
重要管路耐震化率	30.1%	42.1%	—	58.7%
安心して水道が利用できると 思う市民の割合	89.6%	92.1% (H29)	91%	92%
節水に努めている市民の割合	79.1%	78.7% (H29)	81%	83%

施策の内容

- (1) 安心できる水道水の供給
 - ① 安全で安心な水道水を供給するため、水源、配水管及び給水管の検査を行い、水質の保全に努めます。
 - ② 利用者が安心して水道水を使うことができるように、施設の改良・更新を進めます。
 - ③ ビル・マンションの管理者等に、貯水槽水道の管理に対し、定期的な検査・確認を促し、適正な衛生管理に向けた助言・啓発を進めます。
- (2) 安定的な水道水の供給
 - ① 地震防災施設整備計画に基づき、施設・管路の耐震化を計画的に進めます。
 - ② 漏水事故や災害時における水道水確保のため、応急給水対策の充実を図ります。
 - ③ 安定供給を常時維持するため、危機管理の充実や水の有効利用の向上を図ります。
- (3) 次世代につなぐ水道事業運営
 - ① 水道事業のさらなる経営の健全化・効率化を進めます。
 - ② 基幹施設の計画的な更新を進めます。
 - ③ 安心して安全な水道水を安定して供給するため、維持管理体制の充実を図ります。
- (4) 環境にやさしい水道
 - ① 水道施設のエネルギー使用量の削減に努めます。
 - ② 水道工事における廃棄物の発生抑制に努めます。
- (5) 利用者のサービス向上
 - ① 水道に関する知識や情報を伝えるため、広報の充実を図ります。
 - ② アンケート等により利用者ニーズの収集・分析を行います。
 - ③ 分かりやすく、親しみやすい水道事業にしていくために、水道経営状況を公表していきます。

協働のまちづくりの考え方

アンケート等を通じて利用者ニーズの収集・分析を進め、市民の意見を反映した事業経営を進めます。

大規模災害に備えて、行政、市民、団体・事業者等がそれぞれの役割を果たせるように連携を図ります。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
水の有効利用、濁水時の節水に努めます。 災害に備え、日頃から水の備蓄などを行います。 ビル・マンション等の貯水槽水道の適正な管理に努めます。 災害時の応急給水等に対する事業者としての協力体制の確立に努めます。	アンケート等を通じて水道利用者のニーズを把握し、より良いサービスの提供に努めます。 水の有効利用や災害時の備えについて、情報を発信します。 災害時においても水道水の安定供給ができるよう、体制整備を進めます。

6 下水道

主な実績

- 公共下水道（污水）については、事業計画の目標値を上回るペースで整備を進めてきました。また、農業集落排水事業は平成24年度で整備事業は完了しました。
- こうした結果、平成28年度末時点の汚水処理人口普及率は90.0%となりました。
- 平成27年度末時点の同率は89.5%です。この値は国の89.9%、県の89.1%とほぼ同水準であり、当初の国や県の水準を下回っていた状況はかなり改善されました。
- 施設から発生する汚泥を有効活用するため、汚泥の堆肥化（ローズ肥料）に取り組んできました。年間約7トン堆肥化しています。

今後の課題

- 公共下水道（污水）については、行財政改革推進計画に基づき、採算性が厳しい区域での事業の凍結を確定しました。今後は、污水適正処理構想を見直し、污水処理対策を進めていく必要があります。
- 農業集落排水事業に関しては、処理場の維持管理に多額の費用を要することから、更新時期を見据えながら、より効率的な維持管理方法を検討していく必要があります。
- 既存の下水道施設の中には、所定の耐震性能を保持していない箇所も少なくないことから、総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を進めていくことが必要です。
- 施設で発生する汚泥の堆肥化は、継続していくことが必要です。
- 下水道接続率、水洗化率は改善されてはきたものの、近隣自治体と比較すると依然低い状況にあるため、普及の促進を図っていくことが必要です。
- 市街化区域を中心とした雨水管理総合計画を策定し、計画的に事業を推進していくことが必要です。
- 下水道使用料の適正化を検討する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 生活排水が水路、河川等に流出されることなく、着実に汚水処理施設で処理される状態となっています。（汚水処理人口普及率100%を目標とします）
- 雨水排水施設が整備され、ゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水、冠水などの浸水被害のないまちになっています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
汚水処理人口普及率	76%	90%	86%	100%
下水道整備率	53%	82%	72%	100%
浸水対策達成率	37%	40%	38%	41%
下水道接続率（水洗化率）	76%	80%	83%	90%

施策の内容

- (1) 公共下水道（污水）と農業集落排水の適切な維持管理の推進
- ① 公共下水道（污水）は、事業区域の変更に伴い、污水適正処理構想を見直します。
 - ② 下水道事業の公営企業会計化を図る中で、ストックマネジメント計画を策定し、耐震化等の機能向上を考慮しつつ、適切な施設の維持管理及び計画的な改築・更新を進めます。
 - ③ 農業集落排水施設の公共下水道への切り替えなど、より効率的な維持管理方法を検討します。
 - ④ 矢作川流域を構成する4市1町の下水道整備の進捗状況に併せ、矢作川浄化センターの整備・維持管理に必要な負担を行います。
 - ⑤ 農業集落排水処理施設から発生する汚泥の肥料化を行い、有効な資源として再生し、農地還元を進めます。
- (2) 適切な汚水処理の推進
- ① 下水道供用開始区域の全ての世帯が下水道に接続するよう普及活動を進めます。
 - ② 補助制度の見直しなどにより、合併処理浄化槽の設置を促すとともに、浄化槽を適正に維持管理するための法定検査や保守点検、清掃の啓発活動を進めます。
- (3) 公共下水道（雨水）の整備促進
- ① 近年多発するゲリラ豪雨や台風等による集中豪雨に備えるため、現状調査に基づき、市街化区域を中心とした雨水管理総合計画を策定し、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。
 - ② 雨水流出抑制策を進め、既存排水施設の排水能力に余裕を持たせ、浸水被害の緩和を図ります。
 - ③ 既存ストックの健全度を点検診断し、ストックマネジメント計画を策定して予防保全的な管理・整備を促進します。

協働のまちづくりの考え方

市は、説明会、出前講座、市民協働ガイドなどの機会を通じて、汚水処理の必要性や下水道接続率向上のための啓発活動を行います。また、災害時における行政の対応について、市民ニーズの把握に努めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>町内会の会合等で水環境の再生や汚水処理に関する正しい知識を身につけます。</p> <p>建設業者による地震・浸水被害時における災害復旧への協力体制を整えます。</p> <p>排水設備指定工事店の営業活動を通じ、下水道接続の利点を市民に広く知らせます。</p>	<p>説明会、出前講座の開催などにより、啓発・普及促進活動を実施します。</p>

1 子育て

主な実績

- 子育て支援センターや療育センター、ファミリー・サポート・センターなどにより、多様なニーズに応じた子育て支援を進めています。
- 家庭児童相談によるDVや児童虐待、養育困難家庭などの早期把握や相談、ひとり親家庭の子育てや生活、就労などに関する相談などの支援を行っています。
- 多様化する保育ニーズや地域のニーズに対応して保育サービスの内容を充実するとともに、保育園・幼稚園の給食費無料化や第3子以降の保育料の無料化を継続してきました。
- 児童館や放課後児童クラブでは子どもの受入れを充実し、地域住民が主体的に運営する寺小屋（放課後児童教室）も広く行われています。

今後の課題

- 子育てする家庭環境が多様化しており、問題が複雑になっているため、関係機関の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う体制づくりが必要です。
- 保育園は耐用年数が過ぎている施設が大半であり、建て替えや統廃合について総合的に検討して施設整備を図ることが必要です。
- 子育てに対する家庭内の意識改革や慣習の見直しに加え、事業所においてもワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 安心して子育てをすることができて、子どもが地域で健やかに成長しています。
- 経済的な不安がなく、子どもを産み育てることができます。
- 子どもを保育する環境が整い、子育てと仕事のバランスが取れています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
ファミリー・サポート・センター会員数	617 人	927 人	770 人	1,020 人
延長保育の実施件数	31 園	32 園	35 園	35 園
仕事と子育てが両立しやすいと感じる市民割合	42.9%	42.7% (H29)	50%	60%
児童クラブの定員数	693 人	1,185 人	750 人	1,230 人

施策の内容

- (1) 多様なニーズに応じた子育て支援
 - ① 障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。
 - ② 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどにおける子育て支援環境の充実や、子育てに係る多世代交流の推進を図り、地域における子育て支援の強化を図ります。
 - ③ 子育てサークル活動の支援を行うとともに、サークルの連携を支援しネットワーク化を図ります。
 - ④ 児童虐待防止のため相談窓口や協力体制の周知を図るとともに防止対策の推進に努めます。
 - ⑤ ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。
 - ⑥ 妊娠期から就学前までの子ども及びその保護者が安心して出産、子育てができることを支援する目的で、子育て世代包括支援センターを設置します。
 - ⑦ 経済的な理由によって修学が困難な者に対して、支援体制を構築し、教育の機会均等を図ります。
- (2) 保育の充実
 - ① 老朽化した保育園施設の計画的な維持管理・修繕を行い、安全で快適な保育環境づくりに努めます。
 - ② 一時保育、病後時保育、延長保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。
 - ③ 男性の育児参加の推進などワーク・ライフ・バランスの推進を家庭や職場において推進します。
- (3) 子どもの居場所づくり
 - ① 利用可能な学校施設などを有効活用することにより、児童クラブの待機児童の解消に努めます。
 - ② 市内に4か所ある児童館で、それぞれの地域の特性を生かした行事等を実施します。
 - ③ 保護者が安心して子どもを預けられるために、児童クラブの環境を整え、研修等を通じて職員の質の向上を図ります。

協働のまちづくりの考え方

公共施設等の活用や子育て家庭が集まりやすい機会の提供、世代間の交流など、子育てに不安をもつ保護者と地域との関わりを深め、市民と行政が一体となって地域における包括的な子育て環境を充実します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>保護者と地域の連携を強化して、地域が一体となって、保育の支援、子どもの居場所づくりなど、地域における総合的な子育て支援に取り組みます。</p> <p>NPO等の市民活動団体は、行政では目が届かない部分などを協力します。</p> <p>家庭における男女の役割分担の見直し、事業者における就業形態の改善など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。</p>	<p>保護者の多様なニーズ、子どもの成長段階に応じて連続した子育て支援のしくみを充実します。また、子育てサークルなど子育て家庭が交流する機会・施設の充実や、子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの市民に対する啓発など、地域において子どもが育ちやすい環境づくりを支援します。</p>

2 学校教育

主な実績

- 各学校が特色のある教育活動を進めてきたことにより、それぞれ独自の校風が確立されつつあります。
- 少人数教育推進事業（少人数学級）などの実施により、子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導が可能となっています。
- 学校司書の配置による司書教諭、学校図書館担当者、担任との連携強化と学校図書館ボランティアの協力により、学校図書館の充実が図られています。
- 小中学校トイレ改修事業を重点的に進めており、洋式トイレが順次整備されています。
- 外国人の子ども増加に対応した、日本語指導教室の設置や小中学校への通訳配置などにより、一人ひとりの可能性を伸ばす取り組みや指導が可能となっています。

今後の課題

- 未来の子どもたちに必要となる自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、より良く問題を解決しようとする資質や能力（生きる力）を養う学校教育を重点的に推進する必要があります。
- 少人数教育推進事業（少人数学級）は、各校の実情や子どもの実態を鑑み、今後も継続・発展させる必要があります。
- 小学校の英語教科化に向けて、AETの配置拡大や担当教員の力量向上など、英語教育の一層の充実を図る必要があります。
- 子どもたちの読書環境の充実を図るために学校司書の人材を確保する必要があります。
- 障害のある子どもの増加や障害の多様化、外国人児童生徒の増加等に対応するため、支援員の増加など、子どもの実態に合わせた対応を進める必要があります。
- 学校施設の維持管理、修繕、更新等の長寿命化計画については、中長期的な視点から維持管理と保全にかかる経費の縮減・平準化を図るとともに、施設の併設化・複合化も含め検討した上で策定し、計画的に進める必要があります。
- 学校給食センターの老朽化が進み、調理方法に制限がかかるなどの問題を抱えており、新給食センターを早急に整備する必要があります。

目指す姿と目標指標

- 児童生徒が心豊かに安心して学習や生活できる環境が整っています。
- 児童生徒が楽しく学習できる授業や学校の体制が充実しています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
小中学校トイレ改修	20%	54%	65%	100%
きめ細かな学習指導（少人数学級）	小学 1、2 年 中学 1 年	小学 1、2、3 年 中学 1 年	小学 1、2、3 年 中学 1 年	小学 1、2、3 年 中学 1、2 年

施策の内容

- (1) 教育内容の充実
 - ① 地域の特性やさまざまな人材等の教育的資源を取り入れた「特色のある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。
 - ② 小学校の英語教科化への対応や国際的な人材育成を図るために、AETの配置拡大など英語教育の充実を図ります。
 - ③ 各学校の実情や個々の学習状況に応じて少人数・個別指導などの支援を行い、一人ひとりの良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。
- (2) こころの教育の充実
 - ① 児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために「心の教育推進活動」を推進します。
 - ② いじめ・不登校の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を具体的に進めます。
- (3) 学校施設・設備等の整備
 - ① 各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定して、学校施設の維持・更新を計画的に進めます。
 - ② 情報化への対応と教育効果を高めるために、ICTを活用した教育を推進します。
- (4) 発達障害等への対応
 - ① 発達障害のある児童生徒への教育支援体制の整備強化を図ります。
 - ② 特別支援学校の誘致を進めていきます。
 - ③ 心身に障害のある児童生徒一人ひとりの力を伸ばす教育を推進するとともに、特別支援教育の充実と振興を図ります。
- (5) 学校給食の充実
 - ① 給食センターの老朽化に対応し、必要なセンターの整備を早急に進めるとともに、施設全体の整備のあり方を検討します。
 - ② 家庭・地域・学校と連携し、今後も地産地消の推進と児童生徒が食育を学ぶ機会の充実を図ります。

協働のまちづくりの考え方

家庭・地域・学校と連携して、子ども達がスポーツ、文化、芸能、祭礼などの学習・体験できる機会を充実し、地域への愛着を高めるとともに豊かな経験を積む機会を提供します。

また、地域の各種団体と連携を図り、児童生徒の安全を確保します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>サタデープランなどを活用して、市民が講師となってスポーツ、文化・芸能教室の開催やボランティア活動などを実施します。</p> <p>PTA、子ども会、おやじの会、老人会などが中心となって、児童生徒の通学時等の安全を確保するために、パトロールや交通指導を実施します。</p>	<p>各種団体間の調整が円滑に進むようにサポートします。</p>

3 生涯学習

主な実績

- 生涯学習講座の受講者数は伸び、あわせて受講者がサークルを結成して行う公民館・ふれあいセンターにおける自主活動も盛んになってきました。
- ふれあいセンターは地域団体が指定管理者となり、地域の運営委員会が創設されるなど、地域の参画が進展しています。
- 市職員や市民登録講師が、地域に出向く出前講座を充実してきました。
- 図書館の祝日開館、開館時間の延長など利便性の向上を図り、利用者数（登録者数）が増加しました。
- 図書館においては、遠距離地域の市民、高齢者や障害者が利用しやすいサービスを整えるとともに、子ども読書活動にも力を入れてきました。

今後の課題

- 生涯学習意欲の一層の向上を目指して、生涯学習講座や各公民館・ふれあいセンターが企画する講座などを改善することが必要です。
- 公民館・ふれあいセンターの施設・設備の老朽化対策や効率的な管理運営を図る必要があります。
- 図書館においては、施設の老朽化、駐車場の不足といったハード面での問題が顕在化しており、その対策の検討が必要です。
- 図書館の予約・貸出のシステム、電子書籍、資料のデジタル化など、時代の変化に即した資料や情報の提供、多様化する利用者ニーズへの対応が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が生涯を通して学習し、生きがいをもち豊かな人生を送っています。
- 市民が学習の成果を生涯学習機会の拡大やまちづくりに生かしています。
- 市民が読書に親しみ、豊富な知識や情報を得て暮らしや人生に生かしています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
生涯学習講座受講者数	3,275 人	4,436 人	3,600 人	4,000 人
生涯学習講座受講の満足度	73%	96%	80%	97%
図書館資料の貸出・返却可能施設数	10 か所	20 か所	18 か所	26 か所
図書館貸出カード登録者数	40,500 人	43,913 人	—	45,000 人
図書館利用者の満足度	54.3%	52.1% (H29)	65%	75%

施策の内容

- (1) 学習機会の充実
- ① 市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するために、生涯学習講座の充実と誰もが選択可能な学習体系の確立を図ります。また、大学などと連携した生涯学習の充実を図ります。
 - ② さまざまな知識・技能を持った人を登録する講師登録制度を充実し、地域活動の中で活用できるような仕組みづくりを進めます。
 - ③ 学習指導者の育成を図るとともに、市民が主体となったサークル活動などを支援します。
 - ④ 生涯学習事業の年間の講座やイベント等を集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、生涯学習の情報発信の充実に努めます。
- (2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備
- ① 生涯学習の推進を図るための中央機能の充実と併せて、各ふれあいセンターや公民館が担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業展開することで、生涯学習機会の充実と均衡を図ります。
 - ② 西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、公民館やふれあいセンター機能の配置基準を定め、計画的な施設整備に努めます。
- (3) 学習成果の地域還元
- ① さまざまな行政分野で市民協働を進めることと合わせて、地域課題やまちづくりをテーマとした学習機会を提供します。
- (4) 図書館の充実
- ① 図書館情報システムの有効活用及び最新システムの導入、市内全域を網羅した物流システムの確立により、利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。
 - ② 子ども読書活動を積極的に推進し、ボランティアや子ども司書との協働により子どもの読書環境を整え、読書好きな子どもたちを増やし、心豊かな「西尾っ子」を育成します。
 - ③ 多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成及び管理運営体制の構築、施設の更新・充実を図ります。

協働のまちづくりの考え方

ふれあいセンターなど生涯学習施設や講座などの運営を市民とともにを行い、生涯学習活動への参加を拡大します。また、子どもや高齢者を始め、多世代が読書に親しむことができる図書館運営や地域における教育機会を市民とともに充実します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民は主体的に学ぶ意欲を高め、生涯学習の機会や生涯学習施設を活用して、積極的にまちづくりに参加します。</p> <p>図書館資料の活用や図書館事業に参加し、まちづくりや読書推進に協力します。</p>	<p>生涯学習やまちづくり活動のきっかけとなるような講演会や講座において市民参画の機会を充実します。</p> <p>まちづくりや地域活動に役立つ情報の提供など図書館機能を充実します。</p>

4 歴史文化

主な実績

- 文化公演等を開催し、市民の文化芸術に接する機会を提供しました。参加者からのアンケートでは、概ね好評でした。
- 歴史公園のPR・情報発信を進めることで、来場者の増加に結び付いています。
- 平成28年4月に塩田体験館をオープンし、塩焼き体験などを通じて三河湾の入浜式塩田の歴史を学ぶ機会を提供しています。
- 企画展・講座・シンポジウムを開催して、西尾市の歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られています。
- 市史編さんのために歴史資料を収集・整理し、調査研究を行いました。成果の一部を「新編西尾市史研究」、岩瀬文庫特別展「新発見。新知見。～新編西尾市史研究中間報告展Ⅰ～」で紹介しました。

今後の課題

- 文化芸術に対する市民・事業者の関心や活動への参加意識をさらに高める必要があります。
- 文化公演は、著名人などの公演でない場合は来場者が少なく、企画内容や運営について検討することが必要です。
- 地域の伝統文化を継承していくためには、後継者の確保が課題となっています。
- 文化施設の老朽化が進んでおり、計画的な大規模改修や修繕が必要です。
- 岩瀬文庫における駐車場の確保や、文化財を生かした企画展、講座などのさらなる充実を図る必要があります。
- 文化財の調査や市史編さんのためには、専門的な人材の確保が必要となります。
- 美術博物館の建設について調査研究が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民がさまざまな文化芸術に親しむことができます。
- 市民が身近に歴史文化に親しむことができます。
- 各地域において昔からの伝統行事が大切に受け継がれています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
文化振興団体登録数	196 団体	210 団体	220 団体	250 団体
岩瀬文庫入館者数	29,696 人	31,487 人	33,000 人	35,000 人
にしお本まつり参加者数	6,013 人	5,158 人	7,000 人	8,000 人
日頃から芸術文化に親しみを持っている市民の割合	37%	38% (H29)	40%	45%
地域の歴史文化に関心のある市民の割合	34%	38% (H29)	40%	45%

施策の内容

- (1) 市民文化の創造と芸術文化活動の推進
 - ① 市民・文化活動団体・企業など多様な主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。
 - ② 地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育みます。
- (2) 文化施設の整備
 - ① 文化会館が利用しやすい施設となるように、計画的に改修・修繕を行うとともに、運営方法の改善に努めます。
 - ② 資料館等の展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備します。
- (3) 文化財・史跡の保全・活用
 - ① 地域を代表するような歴史遺産について、市民の協力を得て広くPRし活用します。
- ② 岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果を基に新たに文庫目録を作成します。
- ③ さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、分かりやすく公開します。
- (4) 文化財の調査・保護
 - ① 文化財の保護・活用を推進していくため、文化財の掘り起しなど調査研究を行い、指定・保護を図ります。
 - ② 多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めます。
- (5) 市史の編さん
 - ① 市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。

協働のまちづくりの考え方

市民とともに文化芸術や歴史に親しむ機会を充実させ、市民が自ら文化芸術活動にいそしみ情報発信することができるように、文化芸術の創造と歴史文化の継承に努めます。

にしお本まつり、地域文化育成講座など、市民ボランティアと行政が一体となった活動を推進し、協働により文化の発信に努めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民は、地域に伝わる伝統文化を保存・活用します。また、公演や講座の企画・運営へ参加します。</p> <p>団体・事業者は、市民が文化・芸術に親しむことのできる機会を提供するとともに、市民とともに文化の創造、歴史文化の継承に努めます。</p>	<p>市民文化活動への助成などの支援を行います。公演や講座を運営することができる人材や、蔵書の保存などのためのアシスタントの育成に努めます。</p>

5 スポーツ

主な実績

- 市内には 4 つの総合型地域スポーツクラブが活動しています。その会員数は計画策定時の1,708人から2,265人へと大きく伸びています。
- スポーツ施設利用者数は、延べ 145 万人から 189 万人となり、スポーツ人口は着実に増加してきました。
- 一色マラソン、西尾駅伝フェスティバルには市外からも多くの参加者があり、市を代表するスポーツイベントとして定着しています。
- 一色マラソンでは、交通指導、途中監視、給水係など 100 名を超えるボランティアスタッフが運営を支え、市民参加型で大会が運営されています。
- 市は(株)デンソー・女子バレーボール部とホームタウンパートナー協定を締結しました。「西尾市」を全国的にPRするほか、バレーボール競技の振興に向けた取り組みを展開しています。

今後の課題

- 市では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」市民が気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ環境の整備を目指しており、スポーツに親しむ機会を幅広く提供していくことが必要です。
- 子どもから、成人、高齢者とライフステージに応じた多様なスポーツ種目の充実が求められます。
- 障害者もスポーツに参加できる機会を提供していくことが必要です。
- 既存の総合型地域スポーツクラブでは、活動場所、指導者の確保、事務局スペースの確保、クラブ運営を担う人材の世代交代・後継者確保といった様々な課題を抱えています。また、リーダーとなる人材が見あたらないなどの理由により、新たなスポーツクラブの創設は難しい状況となっています。
- 市内には多くのスポーツ施設があり、学校体育施設の開放も行われています。しかし、スポーツ人口の増加により、飽和状態に近い利用状況にあるため、対応が必要です。
- 施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修や再編を図っていくことが求められています。
- 競技スポーツの振興において核となる体育協会の組織強化が課題です。
- 競技スポーツの振興のためには、トップアスリートに触れる機会づくり、トップアスリートの育成強化のための施策を展開していくことが求められています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民一人ひとりのニーズにあったスポーツメニューが提供されています。
- スポーツ施設が整備され、市民がスポーツに親しむ環境が整っています。
- トップアスリートと触れ合うことにより、多くのアスリートが輩出されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
総合型地域スポーツクラブ	4 クラブ	4 クラブ	-	5 クラブ
リーダーズバンク登録事業	-	-	15 人	30 人
スポーツ教室参加者の推移 (市主催)	1,800 人	848 人	1,575 人	900 人
(民間委託)	0 人	653 人	425 人	1,450 人
総合型地域スポーツクラブ加入者	1,708 人	2,265 人	-	2,800 人
スポーツ施設利用者数 (利用者総数)	1,452,126 人	1,893,635 人	1,541,461 人	2,000,000 人
市民一人あたり利用回数	8.8 回	11.1 回	9.4 回	11.7 回

施策の内容

- (1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化
- ① スポーツ教室は、初級・中級・上級者向けや年代別の種目等を充実し、多様な住民ニーズに応える体制を整えます。
 - ② 生涯スポーツから競技スポーツまでニーズに応じた指導者の人材発掘・育成及び資質向上に努めます。
 - ③ スポーツボランティアのさらなる普及、人材の育成を図ります。
 - ④ 障がい者スポーツの普及を進めます。
 - ⑤ 既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。
- (2) スポーツ施設の整備・利用促進
- ① 長期修繕計画に基づき計画的な改修や再編を行うとともに、更なる利用促進を目指します。
 - ② 学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校との連携強化を図ります。
 - ③ 総合スポーツ公園の将来整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めます。
- (3) 競技スポーツの振興
- ① 体育協会の組織強化のため、法人化への移行を支援します。
 - ② トップアスリートを招いたスポーツイベント・大会を積極的に招聘します。
 - ③ 世界レベル、全国レベルで活躍できるトップアスリートの育成に努めます。

協働のまちづくりの考え方

市民、地域、各種団体（体育協会やNPO）、民間企業ならびに行政が、それぞれの役割の下で力を合わせながら、一人でも多くの市民が生涯にわたってスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の構築を図っていきます。

行政は民間レベルの活動を支援するとともに、相互の連携を深め、相乗効果が図られるよう人、事をつなぎ合わせていく役割を担っていきます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
市民はスポーツ教室やスポーツイベントに積極的に参加し、スポーツ、健康づくりを習慣づけます。 その人の能力に応じて、スポーツ指導者として活躍したり、ボランティアとしてスポーツ活動を支援したりします。	スポーツを習慣づけるための啓発活動を進めます。 スポーツ活動を推進する様々な主体の連携を促します。 体育協会、総合型地域スポーツクラブなどの活動を支援します。

6 青少年健全育成

主な実績

- 子どもたちに携わる地域の諸団体と連携し、街頭補導活動を実施しています。
- 主體的な活動は、地域の教育力向上のための役割を果たしています。
- おやじの会や放課後子ども教室（寺小屋にしお）により、地域が主体となった家庭教育の取り組みが広がっています。
- 少年愛護センターによる街頭補導活動や、「社会を明るくする運動・西尾市青少年健全育成大会」の開催などにより、地域ぐるみで非行防止に努めています。
- PTAや子ども会を始めとする市民による

今後の課題

- おやじの会を始めとする、地域で学校を支援し、家庭教育活動の中心となる団体の育成が必要となっています。
- て、補助金などが有効に活用されるように適切な団体運営を促していくことが求められています。
- 放課後子ども教室（寺小屋にしお）は、指導員の高齢化が進んでおり、人材の確保が必要です。
- ふるさとワクワク体験塾においては参加者の拡大が課題となっています。
- PTA、子ども会等の各種団体の活動について、成人式実行委員会の委員の多くは学生であり、運営に係る時間などに制約がある中で効率的運営を図る必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 子どもたちは、子ども会やおやじの会の活動に積極的に参加し、年齢の異なる子どもたちや地域の人々との交流を深めています。
- 家族の絆が深まり、家族でふれあう時間を大切にできるようになっています。
- 家庭、学校、地域が連携して、子どもたちを見守っています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
寺小屋にしお開設数	7 教室	11 教室	10 教室	13 教室
おやじの会設置数	16 団体	16 団体	20 団体	23 団体
家庭教育学級事業（おやじの会応援ルーム）参加者数	10,625 人	18,881 人	13,000 人	19,000 人

施策の内容

- (1) 家庭教育の充実
- ① 「おやじの会」や「寺小屋にしお」などの取り組みを推進することにより、子どもたちが親や地域とのふれあいを深め、自立できるよう支援します。
 - ② 家庭における子どものしつけ、家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。
 - ③ 子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。
- (2) 地域の教育力の向上
- ① 子どもたちが地域にとけ込み、豊かな人間性と生きる力が育成されるように、「おやじの会」など地域における学校を支援する活動を支援します。
 - ② PTA や子ども会等と連携し、青少年の健全育成や生涯学習社会の活性化に努めます。
- (3) 子ども・若者の育成支援
- ① 少年愛護センターによる街頭補導活動をより効果的に展開します。
 - ② 家庭、学校、地域、各種団体が連携して子ども・若者に対する支援活動を行います。

協働のまちづくりの考え方

青少年の健全育成を図っていくためには、家庭、学校、地域が協働して青少年問題に的確に取り組んでいきます。さらに、子どもたちの豊かな人間関係や人格形成のために、地域の活動に参加することを促します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>家庭、学校、地域で連携・協力を図りながら、子どもたちの成長を支援します。また、子どもたちも子ども会やおやじの会などを通して地域の活動に参加することにより、協働によるまちづくりへの意識を深めていきます。</p> <p>各種の団体は、青少年の非行防止、健全育成活動を充実します。また、親子で参加できるイベントやセミナーを開催するなど、家庭教育を見つめ直す機会や地域の教育力向上を図る場の提供に努めていきます。</p>	<p>PTA や子ども会を始めとする社会教育団体の活動を支援していきます。</p>

1 地域医療

主な実績

- 経営基盤の確立を図るための取り組みなどを定めた「西尾市民病院 改革プラン」を、平成29年3月に策定し、大学医局と連携しながら医師の確保、地域の医療体制の充実に努めています。
- 医師確保に向けては、平成26年度から医師確保奨学金制度を開始し、平成28年度までに、全国の医学部学生13名を対象に奨学金を支払っており、市民病院での研修医を確保しています。
- 市立看護専門学校では毎年40人程度の看護師を育成し、市民病院などの地域医療機関に送り出しています。
- 西尾市医師会と連携して休日診療所を開設することで、地域における1次医療体制の一役を担っています。

今後の課題

- 障害者を対象にした歯科診療所の開設を望む声がある中で、需要に応じた診療体制の確保が必要です。
- 市民が安心して医療を受けられるよう市内の医療機関、西尾市医師会などが連携して救急医療、休日医療も含めた医療体制の充実に図っていくことが必要です。
- 市民病院は「西尾市民病院 改革プラン」に基づき、西三河南部の中核病院として、西尾市医師会と連携した医療体制と医療水準を整えるとともに、大規模災害に備えた災害拠点病院として施設、設備の充実に努めることが求められています。
- 市立看護専門学校は、地域医療を担う看護師を育成するため、高度化する医療に対応できる看護に必要な知識・技術の習得や心豊かな人間性を養うことが求められています。

目指す姿と目標指標

- 誰もが、いつでも、どこでも安全・安心で質の高い医療が受けられる医療体制や医療環境が整い、安心して生活できる環境となっています。
- 進展する医療や社会ニーズに対応できる医師や看護師が確保・育成されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
市民病院が充実していると思う市民の割合	31%	24% (H29)	45%	60%
市民病院と医療連携を行っている市内の医療機関の割合	90%	93%	100%	100%
市民病院医師数	51人	46人	68人	68人
市立看護専門学校卒業生の地域の医療機関への就職数	27人	16人	40人	40人

安心を支える地域医療体制の構築

かかりつけ医がいる市民の割合	68%	73% (H29)	75%	80%
休日や夜間などの緊急時に受診するにあたり、地域の医療体制に不満を感じたことがある市民の割合	45%	46% (H29)	35%	25%

施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

- ① 愛知県地域保健医療計画に基づき、市民病院を含めた地域の医療機関と介護福祉施設等の連携を強化し、地域包括ケアとして医療と介護のサービスを適正に提供します。
- ② 医療機関が機能分担と相互連携により、市民にとって分りやすい医療提供体制を確立します。
- ③ 在宅当番医制、休日診療所の充実、休日の医師や看護師の確保など、安心して医療を受けられるよう西尾市医師会と連携し、一次医療の充実と救急医療体制の充実を目指します。
- ④ 市民病院における市民公開講座の開催などにより、市民の医療に対する正しい理解と、健康意識の向上を図ります。
- ⑤ 佐久島の医療体制の充実を図り、医師、看護師の安定的な確保に努めます。

(2) 市民病院の充実

- ① 勤務医不足を解消するため、大学医局の意向を尊重しながら幅広く人材の確保に努める

とともに、「西尾市民病院 改革プラン」に基づき、地域の中核病院としての役割を担えるよう、病院機能の向上と経営の健全化を図ります。

- ② 大規模災害に備え、災害拠点病院として自家発電用の設備の充実など、施設や設備、機能の強化を図ります。
- ③ 医療技術の進歩と患者のニーズに即して、医療機器と施設等の充実を図り、総合的医療による2次救急医療を担う地域の中核病院としての機能を発揮します。

(3) 医師・看護師の育成

- ① 市立看護専門学校において、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関等に送り出します。
- ② 奨学金制度等により、研修医の確保に努めるとともに、市民病院においては、医師を始めとした医療従事者の研修の場としての役割の発揮や、医師等が働きやすい環境を整えます。

協働のまちづくりの考え方

病院・診療所等の連携や医療機関と介護福祉施設等の連携などにより、市民によって良質かつ適正な医療が受けられるようにするとともに、市民一人ひとりが正しい受診の方法を心がけるようにするなど、行政、保健医療関係者、介護事業者、市民などが一体となって地域医療を守るための取り組みを行います。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
市民一人ひとりが、現在の医療体制の状況をよく理解するとともに、かかりつけ医を持つことや、医療機関の重複受診、コンビニ受診を避けるなど、正しい受診方法を実践します。	地域医療を守るため、医療や看護師の確保や育成に努めるとともに、西尾市医師会等と連携して安心して医療が受けられる体制を確立します。

2 健康づくり

主な実績

- 平成 26 年度から健康づくり推進員養成講座、平成 27 年度からは食生活改善ボランティア養成講座を開催し、健康づくりを推進する新たな人材の育成に努めています。
- 疾病の早期発見・早期治療に向けて人間ドックを始めとする健診、がん検診、歯科健康診査などを実施しており、中でも人間ドックは定員を上回り、受診者が増えています。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業や妊産婦家庭訪問事業、母子健康相談事業、母子健康教育事業など、出産や育児についての相談や指導など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を実施しています。
- 健康にしお健康マイレージ事業を開始し、年々参加者が増えています。
- 高齢者の肺炎球菌などの予防接種事業は多くの対象者に周知され、接種者数が増えています。

今後の課題

- 地域の健康づくりを推進するボランティアの人数が増えないため、活動の周知や募集方法の効果的な仕方について工夫する必要があります。
- フッ化物洗口などの歯科予防事業は、小学校入学後は実施できていないため、教育委員会と協力して実施を目指していく必要があります。
- 健康課が実施する母子健康相談事業と家庭児童支援課が所管する子育て支援センターの連携と、医療機関や主任児童委員、保育園、学校など、さまざまな部署との連携により、途切れることのない支援が可能な子育て包括支援センターを設置する必要があります。
- 団塊の世代を中心に、今後、増加が予想される医療費を抑制するため、地域全体で健康づくりに取り組むとともに、健診や予防接種の受診率の向上に向けて対策を行っていく必要があります。

目指す姿と目標指標

- 市民一人ひとりが健康で自立して生活できる環境が保たれています。
- 市民が生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせるよう、関連団体と連携しながら、市民が健康づくりに取り組むことのできる体制が整っています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
子宮がん検診推計受診率	24%	22%	27%	29%
乳がん検診推計受診率	19.3%	18.3%	21%	22%
大腸がん検診推計受診率	18.6%	21.3%	22%	28%
3歳児でむし歯のない子の割合	79.3%	85.6%	85%	90%
自殺者数	37人	24人	35人	24人
高血糖者のうち未治療者の割合	51.2%	41.2% (H27)	49.7%	21.0%

施策の内容

- (1) 地域における健康づくりの推進
 - ① 市民の健康づくりを支援する健康づくり推進員や健康づくりボランティア、食生活改善ボランティアなどの育成を図ります。
 - ② 市民が健康づくりに取り組みやすくするために、市内の運動施設などの紹介を行うとともに、にしお健康マイレージを有効に活用するなど、市民の健康づくりへの啓発を行います。
- (2) 母子保健の充実
 - ① 出産・育児に関する正しい情報を提供するとともに、子育て包括支援センターを設置し、子どもの発育に応じたきめ細かな支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。
 - ② 妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう、経済的負担の軽減を図り、妊産婦健康診査の充実及び健診の受診を促進します。
 - ③ 乳幼児健康診査を実施し、疾病予防、早期発見・早期治療に努めます。また、幼児や児童のむし歯予防を推進します。
- (3) 成人保健の充実
 - ① 人間ドックを始めとする健診、がん検診及び歯科健康診査などの各種検診を充実します。
 - ② 市民が主体的に生活習慣病の予防ができるよう、健診後の相談、指導及び教室を実施し、疾病予防のための正しい知識の普及を図ります。
- (4) 子どもを希望しているにも関わらず不妊に悩んでいる夫婦に対して、安心して治療が受けられるよう、経済的支援を継続します。
- (4) 感染症対策の推進
 - ① 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、西尾市医師会や他市と連携を図り、予防接種の励行や対象者への周知徹底に努めます。
 - ② 感染症の二次感染を防止するため、防疫体制の強化を図るとともに、国、県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。

協働のまちづくりの考え方

市民一人ひとりが自分の健康状態を理解し、健康づくりに自ら取り組むとともに、行政や医療関係者等は、健康意識の普及啓発や疾病予防、疾病の早期発見・早期治療のための各種検査の充実などにより、市民の健康づくりを支援します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに取り組むとともに、各種の健康診査や検診の受診、予防接種などを積極的に励行します。	健康づくりの普及啓発に努めるとともに、各種の健康診査や検診の充実と受診等しやすい体制を整えます。

3 高齢者福祉

主な実績

- 地域における包括的な支援体制づくりに向けて、市内7か所の地域包括支援センターを核に関係機関の連携体制を整備しました。
- 在宅医療・介護連携のための組織を立ち上げるとともに、関係者間の情報共有のためのシステムを構築しました。
- 老人福祉センター、老人憩の家、高齢者交流広場などの施設を活用し、高齢者が気楽に利用できる、憩の場を提供しています。
- 小規模特別養護老人ホームの整備を進め、入居待機者の解消に努めました。また、小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を進め、地域密着型の在宅介護サービスを充実しました。

今後の課題

- 地域包括支援センターの存在、活動内容についての理解が不足しているため、市民への周知活動の充実が必要です。
- 地域包括支援センターの人員体制を含めた機能強化や基幹型センターの設置を推進する必要があります。
- 整備が図られた在宅医療・介護連携のための基盤をより有効に活用していくことが課題です。
- 地域ケア会議等を通じて、地域での支え合い活動を進める関係者とのネットワークづくり、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の強化などが求められています。
- 高齢者の憩の場の活動を支えるボランティアグループの高齢化が進んでいるため、ボランティアの発掘・養成が必要となっています。
- 高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことが必要です。
- 老人クラブは、加入者数が伸び悩む中でクラブ運営のあり方や活動内容の検討が求められています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 高齢者やその家族が必要とするサービスを受けることができ、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して暮らせる環境が整っています。
- 高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組んでいます。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
認知症サポーター数	2,372 人	8,692 人	3,872 人	16,000 人
老人クラブ加入者数	17,165 人	14,753 人	17,200 人	17,200 人
シルバー人材センター会員数	1,200 人	1,108 人	1,300 人	1,400 人

施策の内容

- (1) 地域におけるケアや支え合いの推進
- ① 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するための包括的な支援体制づくりを進めます。
 - ② 関係機関との連携を密にして地域包括支援センターの機能強化を図ります。特に地域ケア会議の充実や認知症対応力の強化を図ります。
 - ③ 地域における支え合い活動を高めていくために、地域で活動するボランティアの発掘・育成を進めます。
- (2) 高齢者福祉施設の整備
- ① 老人福祉センター、老人憩の家、高齢者交流広場などの高齢者福祉施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・更新を目指します。
 - ② 高齢者が気楽に利用できる憩いの場を提供します。
- (3) 介護サービスの充実
- ① 特別養護老人ホームなどの入所介護型施設の需要は長期的には増加するものと予測されるため、需要動向を見定めつつ計画的な整備を進めていきます。
 - ② 地域バランスを考慮しながら、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を進め、在宅支援サービスの充実を図ります。
- (4) 介護予防と生きがいづくり
- ① 介護予防のサービス事業対象者把握のため基本チェックリストにより、必要と認められる場合には介護予防ケアプランを作成し介護予防事業を行います。
 - ② 介護予防についての啓発活動を行うとともに、シルバー元気予防教室など開催により、介護予防、閉じこもり防止などにつなげていきます。
 - ③ 地域高齢者の交流の場、介護予防の場として宅老所事業を充実します。
 - ④ 高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブを通じた社会活動を促すほか、シルバー人材センターなどを通じて体力に応じた就労機会の提供を進めます。

協働のまちづくりの考え方

地域包括支援センターでは、介護、福祉、医療などさまざまな機関とのネットワークをつくり地域で暮らす高齢者を総合的に支援しています。

地域における包括的な支援体制を形成していくためには、介護保険制度に基づくサービスのみならず、さまざまな主体による生活支援サービスが提供され、地域の特性を活かしながら、住民と関係機関が協働して高齢者の暮らしを支えていきます。

地域住民の協力を得ながら、高齢者の災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>地域社会全体で高齢者を支える包括的な支援体制づくりを進めるため、地域住民により地域課題の解決に取り組もうとする自覚を持ち、支えあい活動に参画します。</p> <p>災害発生時において、高齢者等の災害時要支援者の救出・救護、被災者の支援体制を自主防災会及び町内会等と連携して整えます。</p>	<p>地域包括支援センターが中心となって、介護、福祉、医療などさまざまな機関の横の連携体制を構築するとともに、高齢者やその家族の総合的な相談窓口としての機能を果たします。</p>

4 障害者福祉

主な実績

- 住居系サービス（グループホーム）を提供する事業所が3事業所増となり、市内外の施設利用により必要量の確保を行いました。
- 平成27年10月に成年後見センターを開設しました。
- 平成28年3月に避難行動要支援者名簿を作成し、事前合意のもと、自主防災会や民生委員、消防本部と情報共有を図っています。
- 成年後見制度の認知率上昇のために、研修会、説明会などの普及活動を行いました。
- 福祉施設から一般就労への移行を推進するために西尾市地域自立支援協議会を中心とした就労支援セミナーを開催しました。

今後の課題

- 療育・教育、保健・医療の充実では、医療機関を始め関係機関の連携により、適切な療育やリハビリテーションの提供を図るとともに、障害がもたらすさまざまな不安の解消等心理的不安の軽減を図ることが必要です。
- 避難行動要支援者名簿を災害時における実際の避難行動に生かしていくことが必要です。
- 障害の特性に合った住まいを確保する必要があります。特にグループホーム利用者数が増加することが予想され、需要に応じた必要量を確保する必要があります。
- 障害や障害者に対する差別や偏見を無くすためには、地域住民の理解が必要です。
- 障害者とその家族などからの相談件数が増加するとともに、相談内容も多様化し、専門的になっています。こうしたニーズに的確に対応していくことが必要です。
- 地域生活支援拠点の整備について検討が必要です。
- 障害者の就労希望に対する就労の場を確保するため、就労支援に向けた施策の充実が必要です。
- 障害者の地域での社会参加を促進するためには、移動手段を確保することが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 障害者やその家族が必要とするサービスを受けることができ、障害者自身の意志に基づいて自立した生活を実現しています。
- 障害や障害者に対する市民の理解が深まり、障害者の人権や権利が守られています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
グループホーム・ケアホームの施設数	18 箇所	21 箇所	19 箇所	20 箇所
訪問系サービス事業所	14 箇所	11 箇所	15 箇所	16 箇所
避難行動要支援者名簿の登録数	56%	100%	80%	100%
障害者（児）施策・サービスについての満足度	47.6%	8.4%※（H29）	55%	60%

※H25年策定時は障害者（児）に対しアンケートを行った結果だが、H28年は市民全体にアンケートを行った結果であり、アンケート対象者が異なったため。

施策の内容

- (1) 療育・教育、保健・医療の充実
 - ① 障害の早期発見や早期対応のため、乳幼児健康診査及び中途障害を予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において、医療機関を始め保育園、幼稚園、福祉施設などの関係機関との連携の強化に努めます。
 - ② 心の健康について、理解を深め、問題を早期発見して適切な支援が受けられるよう自立支援医療などの精神保健福祉の充実を図ります。
 - ③ 障害のある児童生徒の増加や多様化する障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援等、支援体制の強化を図ります。
- (2) 安全・安心と住まい、移動手段の確保
 - ① 障害の特性に合った安全な住まいの確保とともに、関係機関との連携の下でグループホームなど居住系サービスの必要量の確保に努めます。
 - ② 障害者の移動手段を確保するため、移動支援事業、タクシー料金助成事業などの事業を実施します。また、社会福祉協議会では福祉車両貸出事業を継続します。
 - ③ 災害などの緊急時における障害者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿登録への登録を促すとともに、実際の避難行動につなげていくための対策を講じていきます。
- (3) 人権・権利擁護の推進
 - ① 広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解促進のための啓発を進めます。
 - ② 成年後見制度の普及・啓発に努めます。
 - ③ 障害者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、適切な事後の支援に関する施策に取り組みます。
- (4) 福祉サービスの充実と相談体制の整備
 - ① 多様化、専門的になっている相談ニーズに的確に対応していくため、相談体制の拡充を図ります。
 - ② 障害者の雇用についての啓発を行うとともに、企業等関係機関へ働きかけ、障害者の就業機会の拡大に努めます。
- (5) 協働による福祉のまちづくり環境整備
 - ① 障害及び障害者について学ぶ機会や場を充実し、心のバリアフリーの実現を図ります。
 - ② 障害者へ市や地域の情報を周知し、催し・まちづくりへの参加を促進します。
 - ③ 公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
 - ④ 障害者が地域で暮らしていくために、手話通訳などのボランティアの育成など必要な住民サポート力の強化に努めます。

協働のまちづくりの考え方

障害者（児）の自立を促していくために、地域住民、関係団体及び関係機関等と行政が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って協働のネットワーク構築に取り組みます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
障害者やその家族を含めた市民が、障害者の自立や地域づくりへの積極的な意識を持ち、自ら地域に働きかけて主体的に活動を進めます。	全市的な（ときには広域的な）視野に立って、関係団体、関係機関の連携強化を図りながら、重層的な支援ネットワークづくりに取り組みます。

5 社会保障

主な実績

- 障害者の相談支援事業所や福祉サービス事業所を中心に関係機関との連携により地域での見守り支援体制の充実を図っています。
- 事業の安定運営に不可欠な国民健康保険税の収納率の向上が実現しています。
- 子ども、障害者、精神障害者、高齢者、母子家庭等への福祉医療制度は、全国的にも高い水準のサービスを実現しています。
- 社会福祉協議会により福祉実践教室及び手話、要約筆記、パソコン要約筆記、点字触読の講座を開設し、福祉活動を行う人材の育成を図っています。

今後の課題

- 多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、地域福祉計画に基づき、地域の住民や関係機関との連携による福祉活動を一層推進することが求められています。
- 地域の福祉活動を支えるためには、福祉に関する学習機会や情報提供の充実により、地域福祉の担い手となるボランティアの発掘・育成が必要です。
- 安心な社会保障を実現するためには、国民健康保険や国民年金制度を安定的に維持することが重要です。そのために、未納者・未加入者対策を進め、制度の安定化を図る必要があります。
- 高齢者、母子家庭、非正規雇用等の実情を把握し、状況に応じた適切な自立のための支援が必要です。
- 子ども、障害者、精神障害者、高齢者、母子家庭等の医療費の一部を助成する福祉医療費助成制度は、対象者の安心を支える重要な制度となっており、今後も市の財政状況を見極めながら、制度の維持・充実を図る必要があります。
- 少子化の一因として晩婚化・未婚化の傾向があり、結婚について社会全体で支援する必要があります。

目指す姿と目標指標

- 活発な地域福祉活動によって、高齢者、障害者、子ども等を地域で支え合う社会となっています
- 各種社会保障制度が安定的に維持され、市民の安心な生活を支えています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
ボランティア活動に参加している割合	18.8%	17.1% (H29)	24%	30%
国民健康保険税収納率	92%	95%	93%	96%
国民健康保険税口座振替率	69%	73%	72%	75%
国民健康保険特定健康診査実施率	35%	40%	—	60%

施策の内容

- (1) 地域福祉の推進
 - ① 高齢者、障害者、子ども等に関わる地域福祉を横断的に推進することのできる組織体制について検討していきます。
 - ② 地域見守り支援体制の整備・充実を図ります。
 - ③ 福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
 - ④ 福祉教育の充実と人材の育成をしていきます。
 - ⑤ 福祉都市基盤の充実を図ります。
 - ⑥ 結婚を望む男女に対して出会いの場を提供していきます。
- (2) 国民健康保険・高齢者医療・国民年金の適正運営
 - ① 国保税の負担の公平化と国保税の収納率の向上対策を進め、安定した国保事業の財政運営を図ります。
 - ② 高齢者医療制度の周知を図り、より円滑な運営を図ります。
 - ③ 無年金者の防止に向けて、制度の周知と相談業務の充実を図ります。
- (3) 低所得者への自立支援
 - ① 就労可能な低所得者への就労支援を実施し、早期の自立を目指します。
- (4) 福祉医療の充実
 - ① 財政の許す範囲において福祉医療制度を維持継続することで、対象者の経済的負担を軽減し、生活の安心感を高めます。
 - ② 広報紙・ホームページなどを活用し、福祉医療制度の周知に努めます。

協働のまちづくりの考え方

地域住民の積極的な参加とふれあい、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員などの関係者の連携を深めて、地域で支える仕組みを強化します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚及び、地域福祉の担い手である意識を強くもち、同時に自らボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践します。</p> <p>福祉関係の事業者や活動団体は、地域の関係者とのネットワークを構築し、地域福祉を支える一員として利用者の自立支援、サービスの質の確保などを図ります。</p>	<p>地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策を推進する。</p>

6 消費者保護

主な実績

- 平成28年度から消費生活センターを開設したことにより、相談件数が大幅に増加し、相談体制が充実しています。
- 消費者問題や消費者教育に取り組むため、西尾市生活学校や吉良町生活学校との協働により、消費生活展を実施しました。

今後の課題

- 近年、訪問販売や通信販売、クレジットカード、インターネットを利用した消費者被害の手口も巧妙かつ多様化してきており、それら被害を未然に防ぐため対策づくりが必要となっています。
- 消費者の知識向上のため、悪質な手口やその対処法などを情報提供するとともに、被害にあった場合の相談体制や相談窓口の充実が必要です。
- 県が実施している相談事業が終了することにより市の消費生活センターの必要性が高まるため、より一層周知・PRを図る必要があります。

目指す姿と目標指標

- 消費者トラブルに関する十分な情報が提供され、消費者問題に巻き込まれないような知識を持った消費者が育っています。
- 市民が消費者被害に遭った時、その相談窓口が充実しており、迅速にそのトラブルに対処できます。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
一週間の消費生活相談の時間数	12 時間	35 時間	12 時間	35 時間

施策の内容

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 相談体制の充実</p> <p>① 消費生活センターにおいて、専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。</p> <p>② 消費者トラブルや相談の動向に対応して、消費生活センターの充実を図ります。</p> <p>③ 消費生活センターの周知・PRに努め、トラブル解決のためにセンターの利用を促します。</p> | <p>(2) 消費者への啓発</p> <p>① 市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報提供をします。</p> <p>② ネット犯罪に巻き込まれやすい中・高校生向けの情報提供を図ります。</p> <p>③ 啓発用品・グッズを作製、配布し、消費者被害に対する関心・注意を喚起します。</p> <p>(3) 消費者団体への支援</p> <p>① 市民の先頭に立って消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。</p> |
|--|---|

協働のまちづくりの考え方

消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援し、行政と協働で消費者被害の防止に努めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>消費者被害に遭わないよう、その手口や対処法等の知識を習得します。</p> <p>消費者団体は、消費者問題に関する講演会や学習会等を開催し、消費者への啓発活動に協力します。</p>	<p>消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。</p>

1 公園・緑地

主な実績

- 親子で楽しめる公園事業(第1期)が完了し、また、区画整理内の公園や公共用地の用途変更により街区公園を整備してきました。
- 農村地域では圃場整備と合わせて、農村公園を整備しています。
- 公園等の維持管理のためにアダプトプログラムを導入するとともに、公園施設の長寿命化の方針を策定しています。
- 公園には、耐震性防火水槽等の防災施設や多目的トイレを導入しています。
- 保育園・幼稚園の園庭や小中学校の校庭の芝生化を進めてきました。

今後の課題

- 公園を新たに整備するためには用地確保はもちろん、近隣の住民の理解と地域の協力を得ることが課題となります。
- 既設の都市公園、農村公園ともに、地域における管理やアダプトプログラムなど市民の参加を拡大する工夫が必要です。
- 公園の維持管理を効率的に行うために、市民に親しまれ、高齢者等も利用しやすく、災害時には一時避難しやすい公園整備を進めることが求められています。
- 園庭、校庭の芝生については、保護者等が主体となった管理を促すとともに、民有地の緑化を促進する必要があります。
- ハツ面山、矢作古川の公園を適切に管理するとともに、自然公園における環境保全と利用を適切に進めることが課題です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が公園・緑地を一時避難場所としても利用することができ、心安らぐ快適な生活をしていきます。
- 市民が公園づくりに参加して、公園に愛着がわき、協働で管理を行っています。
- 市民や事業者が緑化を進め、緑豊かなうるおいのある環境が形成されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
公園・緑地配置箇所数	54 箇所	63 箇所	60 箇所	65 箇所
西尾市は公園・緑地が充実していると思う市民割合	44.6%	41.0% (H29)	51%	52%
市民協働による公園管理箇所数	8 箇所	14 箇所	13 箇所	18 箇所
公園・緑地の維持管理に参加している市民割合	10.9%	10.5% (H29)	15%	20%

施策の内容

- (1) 公園の整備
 - ① 平成 26 年 3 月に策定した緑の基本計画に基づき公園の計画的な整備を図ります。
 - ② 親子で楽しめる公園の整備や、市街地における土地区画整理事業等の推進により公園・緑地の計画的な整備を図ります。
 - ③ 土地改良事業等で創出される農村公園の整備と地域による管理を継続します。
 - ④ 市街地内の遊休地等で買収が難しい場合、借地公園として積極的に活用して、未整備地区の解消を図ります。
 - ⑤ 公園等の整備計画策定に、市民参画を図ります。
- (2) 公園の維持管理と利用促進
 - ① 公園等の維持管理等にアダプトプログラムを始めとする地域住民の参画など、市民協働を図ります。
 - ② 既存公園等の施設整備改善を実施し、魅力ある公園として利用度の高い公園化を図ります。
 - ③ 公園施設の改築・更新は、「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理を図ります。
 - ④ 地域住民が公園に親しみ、利活用しやすいように、防災設備の導入やユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
 - ⑤ 「愛知こどもの国」は、市民活動団体や県、地元と連携して利用促進を図ります。
- (3) 緑地の保全及び緑化の推進
 - ① 緑の基本計画に基づいて自然環境や歴史的風土を形成している緑地の保全を積極的に図ります。
 - ② 公共施設・公共空間において率先して屋上や敷地の緑化を推進するとともに、まちに適した街路樹を選定します。
 - ③ 市民や事業者に補助制度の活用を促して、民有地緑化の推進を図ります。また、西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定などにより、重要な樹木の保全に努めます。
 - ④ 三ヶ根山を始めとする三河湾国定公園内の緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然景観地として利用促進を図ります。

協働のまちづくりの考え方

本市は自然が豊かなまちですが、市街地では公園・緑地が十分に整備されているとは言えません。今後の公園等の整備は計画づくりの段階から市民参画を図り、市民ニーズを取り入れて、アダプトプログラムを拡充するなど、市民・団体等とともに公園の維持管理や緑地の保全を進めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民は公園等の計画づくりからワークショップ等に参画して意見を出し合い、より良い公園づくりをします。また、民有地の緑化を進めたり、緑地保全や保存樹木、名木の保全に努めます。</p> <p>ボランティア団体、町内会など公園等の維持管理、緑地の保全を実践するよう努めます。</p>	<p>良好な生活環境を形成するための公園・緑地整備の際には、計画段階から市民参画を取り入れるとともに、維持管理等についても協働で進めます。</p> <p>また、民有地緑化を促進するために、補助制度等の支援拡充を図ります。</p>

2 自然環境

主な実績

- 河川愛護団体や河川クリーンアップ作戦の参加者は増加しており、自然環境保全に関する意識は少しずつ高まっています。
- いきものふれあいの里を中心に市民団体等と協働により自然観察会や体験学習会を開催しました。
- 平成 25 年 7 月に、市内で環境活動に取り組む団体・個人と行政との間で活動の成果など様々な情報共有を図ることを目的に、西尾市市民環境活動連絡会が発足しました。
- 平成 28 年 2 月、生物多様性の確保に寄与することを目的に、本市と碧南市、高浜市、企業等で構成する西三河南部生態系ネットワーク協議会が設立され、人と自然の共生に取り組んでいます。

今後の課題

- 三河湾、矢作川、三ヶ根山に代表される海・川・山の豊かで多様な自然環境を未来につなげていくため、自然環境の保全・創出活動に積極的に取り組むことが必要です。
- 人材、組織の育成を図りつつ、市民が主体となって、自然環境の保全・創造活動に取り組むことのできる仕組みをつくっていく必要があります。
- 啓発、学習活動等を通じて、豊かな自然環境と私たちの暮らしとの関係を正しく理解し、自然環境の保全・創造活動にしっかりと取り組むことのできる人材を育成する必要があります。
- 西三河南部生態系ネットワーク協議会との協働により、自然環境の保全とともに、稀少生物の保護・保全など、生態系保全活動を活発化していくことが求められています。
- 動物愛護・管理の取り組みについて、市民に周知・徹底していく必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が自然とふれあいの場や機会が多数あり、その内容も多岐にわたり充実しています。
- 海・川・山の豊かな自然環境が保たれています。
- 生物多様性が適切に保たれています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
いきものふれあいの里自然観察会など開催回数	33 回	31 回	40 回	45 回
三河湾の水質状況（西尾沖 6 地点 COD 平均値）	3.4mg/ℓ	3.4mg/ℓ (H27)	2mg/ℓ	2mg/ℓ
いきものふれあいの里利用者数	12,500 人	16,691 人	14,300 人	17,000 人

施策の内容

- (1) 海や川、山の保全と適正管理
- ① 海や川、山の機能や役割について、啓発を行い、市民の自然環境に対する関心や意識を高めます。
 - ② 干潟の保全、水質汚濁の防止、漂着ごみ対策の推進など、三河湾の環境保全を進めます。
 - ③ 海や川、山などの清掃を行う市民のボランティア活動を、市民・事業所と連携して支援します。
 - ④ 排水対策や清掃活動等に取り組み、河川環境の保全を進めます。
 - ⑤ 市民・地域の協力を得ながら、間伐や竹林整備などの里山保全を進めます。
 - ⑥ 森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民や事業者と協働で森林の保全を図ります。
- (2) 自然とふれあう機会の創出
- ① 海や川、山で人々が集うことができ、自然とふれあうことのできる場や機会の創出を図ります。
 - ② 市民が干潟や里山などの保全活動に参加する仕組みを検討します。
 - ③ いきものふれあいの里で開催している自然観察会や体験学習会の魅力アップを図ります。また、干潟や河川、佐久島など多様な自然を舞台として、観察会や生物調査などを開催し、市民の環境への意識や関心を高めま
- (3) 生物多様性の確保
- ① 地域と協力して動植物保護を進めることで自然環境を守り、生物多様性の保全に努めます。
 - ② 西尾市史編さんを通じて市内に生息・生育する動植物の実態調査を実施します。
 - ③ 地域固有の動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
 - ④ 外来種による在来種や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法等について周知します。
 - ⑤ 西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。
 - ⑥ 動物愛護と適切な管理の観点から、動物の飼い主に対して、正しい知識の普及に努め、最後まで責任をもって飼ってもらうよう周知徹底を図ります。

協働のまちづくりの考え方

市民ボランティア等と取り組んでいる河川クリーン作戦や里山保全活動などの活動を活発に行うとともに、市民が主体となり海や川、山などを保全する仕組みづくりを進めます。

市民や事業者などの協力を得ながら、自然観察会や生物調査等の環境講座を開催します。

西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民向けの環境講座や自然環境保全のためのボランティア活動に積極的に参加するとともに、自らも生活排水の浄化に努めるなど環境に配慮して生活します。</p> <p>地域で行う自然環境保全活動に事業者として積極的に参加・協力するとともに、自らも事業系排水の浄化に努めるなど環境に配慮した事業活動を行います。</p>	<p>広報紙やホームページを使ったPRを始め、環境保全活動を支援するとともに、市民主体の自然とふれあう機会の創出や環境保全活動が市民主体となる仕組みづくりを検討します。</p>

3 河川・海岸

主な実績

- 矢作川と矢作古川との分岐点における分派堰を整備するとともに、防災ステーションの建設を国に働きかけてきました。
- 矢作川河川リフレッシュ事業が完了し、堤防道路の安全を確保しました。二の沢川水辺プラザの整備も完了する予定です。
- 寺津漁港の海岸堤防の耐震化を進めるとともに、同港及び衣浦港における津波などの災害対策を国・県に働きかけてきました。
- 漁港内の浚渫を進めるとともに、漁業者以外の利用もある漁港施設の管理を進めています。

今後の課題

- 1級河川、2級河川については引き続き国、県による整備を要請して、事業の促進を図る必要があります。
- 漁港や港湾施設の津波を始めとする災害対策については、事業の進捗の遅れが懸念されるため、国・県による整備を強く働きかけることが必要となっています。
- 漁業施設の長寿命化を図るとともに、県とともに施設の適切な管理を進めることが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 河川や海岸の環境整備が進み、市民の災害に対する安心感が高まっています。
- 川や海を大切にしている意識が、市民の間に広まり、清掃活動などが盛んになっています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
矢作川左岸堤防リフレッシュ事業整備率	63%	100%	100%	完了
二の沢川水辺プラザ事業整備率	76%	90%	100%	100%
河川防災ステーション整備事業整備率	0%	0%	100%	100%
寺津漁港海岸地震対策事業整備率	0%	15%	50%	100%
寺津漁港防潮扉整備事業整備率	0%	100%	100%	完了
川と海のクリーン大作戦参加者数	3,100 人	3,100 人	3,500 人	4,000 人

施策の内容

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 河川の改修・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 矢作川の堤防改修、補強と矢作古川との分岐点における防災ステーションの建設を国に働きかけます。 ② 広田川を始めとする愛知県が管理する河川について、自然環境にも配慮した治水・浸水対策のための河川改修を県に働きかけます。 ③ 県による二の沢川の河川整備にあわせて、水辺プラザの整備をします。 ④ 津波対策が重要度を増したことから河川堤防の液状化対策など施設の耐震改修や整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを進めます。 | <p>(2) 海岸・港の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 津波高潮対策のために海岸堤防の液状化対策などの耐震改修や施設整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。 ② 衣浦港における港湾区域を拡大と、西尾地区における災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を検討し、災害時の海上輸送基地の確保を図ります。 ③ 寺津漁港海岸は、防潮施設の高潮や津波対策を進めます。 ④ 漁港施設の機能強化のため、修繕計画の策定や機能保全計画に基づく整備により、施設の長寿命化を図ります。 |
|--|--|

協働のまちづくりの考え方

河川的环境整備においては、潤いのある環境の創出と景観の形成、生態系の保全と回復に努め、市民と協働して自然環境を保護し、多自然川づくり、干潟の保全を図ります。

漁港は浅海漁業の基地として機能を維持するとともに、漁船とプレジャーボートが共存するフィッシャリーナとしての利用を進め、市民や漁業者とともに良好な環境の維持に努めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民は矢作川流域のクリーン作戦などに積極的に参加して、河川環境美化と生態系の保全を進めます。二の沢川水辺プラザ事業における修景施設の整備にあたっては市民や事業者はグラウンドワークに参加します。海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、海岸や河川の清掃美化活動を進めます。</p> <p>寺津漁港の漁業者とプレジャーボート利用者はフィッシャリーナとしての快適な環境の維持を進めます。漁業協同組合は、漁港や海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、漁港や海岸の清掃美化活動を進めます。</p>	<p>矢作川、矢作古川を始め1級河川、2級河川や海岸の整備について、整備を国・県に働きかけます。また、市民への情報提供を行い河川美化、海岸や漁港美化などを啓発するとともに、市民や事業者、団体が参加する活動を支援します。</p>

4 地球環境

主な実績

- 今後 10 年間の環境施策の基本的な考え方を示した「第 2 次西尾市環境基本計画（2017～2026）」を策定し、新たに、温室効果ガス排出量の削減の数値目標を設定しました。
- 住宅用太陽光発電装置を始め、再生可能エネルギーの普及に対する支援を継続するとともに、国や愛知県との連携による温室効果ガス排出量の削減が必要です。
- 地球環境に関わるイベントや各種講座などの改善を図りつつ、集客力の向上を図っていくことが必要です。
- 電気自動車を始めとする低公害車の購入補助により、低公害車の導入が進んでいます
- 平成 25 年度に、小中学校等 11 施設において屋根貸しによる太陽光発電事業を実施し、再生可能エネルギーの利用促進を図りました。
- 環境活動団体等との協働により、実行委員会方式にて環境 Wave2 1 を開催し、地球温暖化を始めとする環境問題への理解促進、環境への取り組み周知を図っています。

今後の課題

- 住宅用太陽光発電装置を始め、再生可能エネルギーの普及に対する支援を継続するとともに、国や愛知県との連携による温室効果ガス排出量の削減が必要です。
- 地球環境に関わるイベントや各種講座などの改善を図りつつ、集客力の向上を図っていくことが必要です。
- 電気自動車を始めとする低公害車の購入補助により、低公害車の導入が進んでいます
- 市内に水素ステーションが整備されていません。今後、燃料電池自動車の普及動向に合わせて設置を促す方策が求められます。
- 西尾市市民環境活動連絡会のさらなる加入促進を図っていくことが望まれます。
- 西尾市市民環境活動連絡会との連携により、市民目線を取り入れた地球環境保全施策の進行管理を進めていくことが求められます。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 太陽光発電、家庭用燃料電池、スマートハウスなど、新たなエネルギーや技術が普及しています。
- 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) などの低公害車が普及しています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
太陽光発電の普及	2,300 件	6,290 件	4,000 件	7,550 件
(追加) 太陽光発電設備導入容量	-	74,300kW	-	111,450kW
(追加) 温室効果ガス排出量	-	1,630.5 千 t-CO2 (H25)	-	1,506.6 千 t-CO2

施策の内容

- (1) 新たなエネルギーの利用促進
 - ① 新たなエネルギーや技術の普及を進めるため、補助金制度等の情報提供に努めます。
 - ② 住宅用太陽光発電装置や家庭用燃料電池、スマートハウスの導入補助などにより、新たなエネルギーの利用促進に努めます。
 - ③ 再生可能エネルギーの導入は、周辺環境及び生態系への影響の少ない太陽光発電を中心に推進します。
 - ④ 市有施設屋根貸し太陽光発電事業等による地域で創られる再生可能エネルギーについて、災害時等における有効利用の検討を進めます。
- (2) 市民による環境活動の推進
 - ① 市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識への啓発を図ります。
 - ② 市民の環境保全へのきっかけづくりと地域の人材育成のために、市民とともに「にしお市民環境大学講座」を開催します。
 - ③ 小中学校において総合的な学習の時間を軸に、地域特性を生かした環境教育の推進に努めます。
 - ④ 市民による環境活動に対して、情報提供や活動の場の提供などの支援をするとともに、
- 環境活動団体や環境に興味のある市民や事業者などの相互連携とネットワーク化を図ります。
- (3) 省エネ生活の推進
 - ① 地球温暖化対策の必要性を認識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。
 - ② 環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのために、各種団体と連携して、環境学習の開催に努めます。
 - ③ 「みどりのカーテンコンテスト」の開催などにより、夏の暑さを和らげ省エネにも効果のある緑のカーテンの普及を図ります。
 - ④ 電気自動車を始めとする市が定める低公害車の購入補助により、省エネルギーと温室効果ガスの排出抑制を推進します。
 - ⑤ 市が率先してクールビズ・ウォームビズに取り組むことなどにより、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。
 - ⑥ 公共交通の利便性を高め、クルマ(自家用車)と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分け、環境に優しい交通手段を利用するエコモビリティライフを推進します。

協働のまちづくりの考え方

市民、事業者、市がそれぞれの立場で、省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加などに取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
市民、事業者は、地球環境問題を学ぶとともに、省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加など、地球環境にやさしいライフスタイルへの転換、地域や事業活動の中で環境に配慮した活動に努めます。	地球温暖化対策の必要性を意識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。自然エネルギーを始めとする新たなエネルギーの利用促進に努めます。

5 環境衛生

主な実績

- クリーンセンターの見学会や環境イベントなどを行い、ごみの減量の考え方や分別の必要性について市民への啓発を行っています。
- ごみの情報アプリ「さんあ〜る」を導入し、スマートフォン等を通じてごみ減量・資源化の啓発を行っています。
- ぼかしの無料配布や生ごみ処理機器の購入補助を行い、生ごみの減量化を推進しています。
- 老朽化するクリーンセンターの長寿命化を図るため、焼却炉更新事業（平成27年度から平成38年度まで）を実施しています。
- 公害の未然防止のため、河川や工場排水の水質調査等を定期的に行っています。

今後の課題

- 市民へのごみの分別ルールの浸透、徹底を図るため、定期的に正しいごみの分別ルールの周知・啓発や多言語化表示などを行っていく必要があります。
- 最終処分場の維持管理料を削減するために施設の統廃合を進めるとともに、長寿命化を図るために適正な管理に努める必要があります。
- 地域によって異なる不燃ごみの分別ルールの市内統一を図っていく必要があります。
- 斎場やすらぎ苑は、昭和53年に開苑し、施設、設備とも老朽化しており、今後、施設の長寿命化を図るため、現代の市民ニーズに対応した施設、設備として大規模な改修をする必要があります。
- クリーンセンターを適正に維持するためにごみの減量化や長寿命化工事を行いつつ、西尾市、岡崎市、幸田町の2市1町による広域化計画に基づいて建替えを検討していく必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- リサイクルの推進、ごみの減量・分別が進み、ごみを出さない社会になっています。
- クリーンセンターへのごみの搬入がスムーズに行われ、ごみが適正に処理されています。
- 公害を未然に防止し、健康に暮らしていける住みやすい住環境が整っています。
- 資源となるものは再利用する循環型社会となっています。
- ごみを出さないライフスタイルを確立しています。
- 公害対策への取り組みにより、市民が安心して暮らしています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
市民一人一日当たりのごみ排出量	1,037 g	1,036 g	—	1,034 g
リサイクル率	15%	16%	—	17%
処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量	900 g	920 g	—	900 g

施策の内容

- (1) ごみの減量・資源化
 - ① 市民・事業者・行政の三者が行うべき役割と行動を明確にし、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進します。
 - ② 地域によって分別ルールが異なるため、市内のごみの分別ルールの統一と徹底を図ります。
 - ③ 子どもから大人までの市民一人ひとりがごみを減量する意識を持つよう啓発活動を推進します。
- (2) ごみの適正処理
 - ① 老朽化するクリーンセンターの長寿命化を図るとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討していきます。
 - ② クリーンセンターに搬入される不用品で再利用ができるものは、整備・調整を行い、リサイクルプラザにて市民に提供します。
 - ③ ごみの減量化に向け、剪定枝リサイクルを推進します。
- (3) 最終処分場の適正管理
 - ① 最終処分場の統廃合を進めるとともに、統合した最終処分場は適正な管理に努め、長寿命化を図ります。
- (4) 火葬場の適正管理
 - ① 斎場やすらぎ苑の計画的な改修や維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- (5) 公害対策の推進
 - ① 大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行います。
 - ② 工業団地等に進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。
 - ③ 工場建設等にあたっては建築開発事業指導要綱に基づき、事前指導を行います。
 - ④ 必要に応じて工場への立入調査を行い、公害を防止します。
 - ⑤ 市民から寄せられる公害苦情の解決に努めるとともに、公害発生の未然防止に向けた啓発に努めます。

協働のまちづくりの考え方

市民、事業者、行政が協力し、リサイクルの推進、ごみの減量・分別を進め、ごみを出さない社会を構築していきます。

事業者の協力の下で、公害防止協定の締結や建築開発事業指導要綱に基づく工場建設の事前指導などを行い、公害の発生を防止します。また、市民と連携して環境の調査・監視を行います。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>ごみを出さないライフスタイルに向けて、4Rを徹底し、家庭から出るごみの減量化や分別などに、市民一人ひとりが取り組みます。</p> <p>「ごみ減量を考える会」などの環境活動団体などと一緒にごみを減らすための検討を行います。</p> <p>公害が起きないように監視し、万一公害を発見した時は速やかに市へ通報します。</p>	<p>ごみの減量化、資源化を進め、クリーンセンター等へ搬入するごみの減少を図るとともに、施設の長寿命化や建替えを進めていきます。</p> <p>大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行うとともに、公害苦情に対して速やかな解決に努めます。</p>

6 防災

主な実績

- 出前講座の実施や南海トラフ地震の被害予測に基づくハザードマップの配布、防災カレッジの開催などにより市民への啓発を強化しました。
- 防災ボランティアの活動を支援することや、機能別消防団の設立、地域の防災リーダーとの連携により、市民の防災意識を高めてきました。また、自主防災会の訓練や資機材の確保を支援しました。
- 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や防災用井戸の確保を進めてきました。
- 避難行動要支援者の対策として、自主防災会と民生委員の情報共有の促進や、移送訓練や搬送訓練の実施を呼びかけてきました。
- 応急危険度判定士の育成を進め、避難所の安全確保や自宅避難の際の二次被害防止について周知を図ってきました。

今後の課題

- 避難所運営は校区の自主防災訓練などを通じて地元が主体的に行うことが必要であるとともに、地域防災リーダーを養成して、市民の防災意識を一層高めることが急務です。
- 機能別消防団のスキルアップや、自主防災会が主体となった訓練内容の充実が必要です。
- 地域で災害時に必要な備蓄食料や資機材の確保と、飲料水兼用耐震性貯水槽などの使用方法の確立を進めることが必要です。
- 避難行動要支援者への対応については、近隣や地域の主体的な対応が不可欠であり、日ごろからの情報の共有や移送訓練等の実施が必要です。
- 市内の応急危険度判定士には民間の人材の登録が少ないため、建築士会等の協力を得て登録を拡大することが必要です。
- スムーズな避難所運営等の支援を得るために、避難所と災害応援協定を締結した事業者等との連携が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 住民自ら家具固定やガラス飛散防止などの生活に身近なことから防災対策が行われるようになっていきます。
- 防災知識を身につけたリーダーが自主防災会の中心となって、救命講習・防災訓練等を指導しています。
- 自主防災会が地域内の避難行動要支援者について全て把握し、災害時には近所の方が駆けつける体制や避難先ができています。
- 地域住民の防災意識が高まり、標高表示板・避難誘導看板・ハザードマップ等による避難場所、避難ルートの確保がされています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
単位自主防災組織の訓練実施率	67.5%	62.7%	80%	90%
校区自主防災会連絡協議会訓練実施率	72%	76%	95%	100%
狭あい道路の整備件数	50 件	64 件	60 件	70 件
家具固定等の災害対策を行っている世帯割合	37.1%	35.2% (H29)	50%	70%
避難行動要支援者登録割合	56%	100%	80%	100%
地域の標高や災害ごとの避難所等を把握している市民割合	65.4%	71.2% (H29)	80%	100%

施策の内容

(1) 防災意識の高揚

- ① 市職員に対する図上訓練・避難所運営等の防災教育を実施し、行動マニュアル等の活用と改善を図り、災害対応力の向上を図ります。
- ② 自主防災会、ボランティア、学校等への出前講座や啓発、校区の自主防災訓練における避難所運営の試行などにより、市民の防災力の向上を図ります。
- ③ 南海トラフ地震等大規模な地震が発生する可能性や被害予測などについてハザードマップ等で周知を図るなど、市民の防災意識を高めます。

(2) 地域防災力の強化

- ① 消防団や機能別消防団の強化、ボランティア団体等の活動を支援するとともに団体同士の連携を強化して、防災ネットワークを構築します。
- ② 自主防災会の訓練などの活動や資機材の整備を支援するとともに、各校区が主体となった実践的な訓練を促します。
- ③ 貯水槽、災害時協力井戸など断水時の生活用水等の確保を進めるとともに、確実に給水する方法を整えます。
- ④ 地域の防災活動や災害時の救護・避難活動の中心となる防災リーダーの育成を図ります。

(3) 避難行動要支援者対策

- ① 避難行動要支援者について、自主防災会等地域コミュニティと連携し、安否確認や避難支援等ができる体制づくりを進めます。
- ② 福祉避難所について地域の理解を得るとともに、多様な避難行動要支援者に応じた対策を各団体・担当課と協議して進めます。

(4) 災害発生時に備えた減災・復旧対策

- ① 防災教育や防災訓練の際に、女性や高齢者等に配慮した避難所の運営や資機材の整備を行うとともに、女性の避難所運営への参画を図ります。
- ② 二次被害を防ぐための応急危険度判定士の民間からの登録を拡大します。
- ③ 建築確認申請時における道路の後退及び後退部分の市への寄付採納により道路幅員を確保し、狭あい道路を解消します。
- ④ 物的人的支援を速やかに受けられるよう事業所や自治体間の災害応援協定を更に進めていきます。
- ⑤ 津波浸水被害に対応した施設整備を進めます。

協働のまちづくりの考え方

今後、発生が予想される大地震や風水害などの被害を軽減していくために、市民の災害への備えと危機意識を高め、自ら行動するように市民一人ひとりの「自助」、地域社会における「共助」、行政による「公助」の三つが連携した防災協働社会を形成していきます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民一人ひとりが各種災害やその被害に対して関心を持ち、耐震補強や家具固定、備蓄食料の確保などの災害対策を実践する「自助」を進めます。</p> <p>電気・水道等ライフラインの切断や広範囲の被害による消防・警察などの救助活動がすぐにできない場合、自主防災組織等で救出・救護、消火作業、避難所の運営を行ったり、平時の訓練等の参加、地域での資機材の備蓄、避難行動要支援者への支援体制など近隣住民みんなで助け合う「共助」を進めます。</p> <p>小学校区自主防災会連絡協議会では、より実践的な避難所運営訓練を考えて実施していきます。各防災ボランティア団体は自主防災組織からの要望に答え、訓練の支援やアドバイスを行うとともに、災害時には共同してボランティアセンターを運営します。</p> <p>建築士会等は、災害時の応急危険度判定士についての養成と登録を促進します。</p> <p>事業者は防災責任者を定め、従業員に対する防災研修や訓練を行うとともに、緊急時における事業継続のための事業継続計画（BCP）を作成し、災害後の速やかな事業の再開を目指します。事業者の有する専門的資機材・スキルなどを地域社会の一員として自主防災組織や市が行う災害応急対策に生かします。</p>	<p>市役所を始め、警察・消防・県・国といった行政機関とライフライン各社の公共企業などで応急対策活動である「公助」を行い、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動ができるよう、備えていきます。</p> <p>市は、地域住民の安全に対する第一義的な責任を有する公的機関としての災害対策を実施するとともに、自主防災組織や各家庭に向け災害対応を促すなど、「公助」と「自助・共助」の連携を図ります。</p>

7 防犯・交通安全

主な実績

- 警察と防犯情報について共有するとともに、ショッピングセンター等における、市民への啓発活動を進めたことにより、犯罪件数は減少傾向となりました。
- 町内会が主体となって防犯灯の設置や交通危険箇所の確認などを行っています。
- 保育園・幼稚園、小中学校、宅老所等において交通安全教室を実施して、交通マナーの啓発や高齢者の事故の防止に努めてきました。
- 自主防犯団体等によるパトロール活動など、地域の安全性を高めるための活動を促してきました。

今後の課題

- 市民が「自分の身は自分で守る」意識を高めることや、犯罪被害を他人事と思い込まないような啓発を強化することが必要です。
- 地域の安全性を高めるために、地域が主体となって防犯や交通安全パトロール等の活動を強化することや、地域の危険箇所の確認と対策を考えていくことが課題です。
- 警察署と連携して、暴力団排除のための啓発や、犯罪被害者支援のための情報提供を行う必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民や事業者が、防犯や交通安全に対する高い意識を持って活動して、安心して日常生活を送っています。
- 防犯対策や交通安全対策が充実して、子どもや高齢者を始め市民みんなが安心して暮らしています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
犯罪発生件数	2,077 件	1,044 件	1,900 件	1,000 件
交通事故発生件数	5,052 件	5,279 件	4,800 件	4,600 件
犯罪が少ないという理由で本市に住み続けたいと思う市民の割合	13.8%	13.5% (H29)	16%	19%

施策の内容

- (1) 防犯・交通安全意識の高揚
 - ① 警察と連携して地域における防犯意識の高揚を図ります。
 - ② 防犯啓発活動や防犯教室などにより防犯意識の向上に努めます。
 - ③ 交通安全啓発活動や年齢に応じた交通安全教室などにより、子どもや高齢者、夜間ウォーキングを行う市民等の交通安全意識の向上に努めます。
- (2) 地域の安全活動の推進
 - ① 自主防犯団体活動を支援し、警察等と連携し地域の自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置を推進して犯罪の抑止を図ります。
 - ② ホームページ、回覧物等による犯罪及び防犯情報の提供を行い、地域ボランティアの協力を得たパトロール活動など不審者対応の強化をして子どもや高齢者の犯罪被害防止を図ります。
 - ③ 地域が主体となって防犯や交通安全のための総点検を行い、危険箇所の認知と対策を講じます。
 - ④ 交通安全立看板等の標示物を設置し、交通安全環境の整備を進めます。
- (3) 犯罪被害者支援及び暴力追放運動の推進
 - ① 警察等と連携し、暴力追放のための気運を盛り上げます。
 - ② 犯罪被害者を支援するための体制を整備します。

協働のまちづくりの考え方

防犯・交通安全は「自分の安全は自分で守る」ことを基本的な考え方として、高い意識を維持していくために、警察、市民、団体等で情報を共有し、また、力を合わせて活動を推進し、犯罪や交通事故のない安全で安心して生活できるまちの実現を目指します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
日常生活において犯罪や交通事故に遭わないよう市民一人ひとりが注意するとともに、市民や事業者は市とともに防犯パトロールを実施するなど、自主的に防犯活動を行います。	警察、市民、団体等と連携して防犯・交通安全意識の向上を図るための啓発活動を行います。 また、防犯・交通安全情報を提供するとともに、市民の活動に対して支援を行います。

8 消防

主な実績

- 旧西尾地域の小学校区毎に、機能別消防団を組織化し、非常備消防体制が強化されました。
- 消防車両の計画的な更新、幡豆分署の移転・改修など、ハード面の整備・更新を計画的に実施しました。
- 消防団が、放水訓練、救助訓練、応急救護訓練を定期的実施するとともに、地域の防災訓練に参加することなどにより、地域の防災力強化が図られています。
- 毎年3名の救急救命士を養成するとともに、愛知県医療救急システムを活用するなど、救急体制の充実を図っています。

今後の課題

- 本市の消防力を高めるために、消防車両、庁舎、消防水利等を更新するには多額の費用が発生することから、計画的に更新を行う必要があります。
- 機能別消防団の結成で非常備消防体制を整えることができましたが、市外への通勤者の増加などにより、団員の確保が難しくなっており、協力事業所の拡大など消防団への加入を促進する方策を検討する必要があります。
- すべての市民への情報提供を行うために、外国語による通報や視覚障害者等の対応が可能となる通報システムの構築が必要です。
- 消防団活動が、地域の防災力を高めるうえで重要な役割を担っています。今後予想される災害に備えるために、消防団の実践的な訓練を積み重ねるとともに、防災訓練などの活動を通じて、防災・減災の意識をより高める必要があります。
- 救命率を高めるためには、救急救命士の養成と救急業務の高度化に対応した資器材の充実が必要となります。同時に、市民、事業所への応急手当の普及も重要であり、そのための指導人員を確保する必要があります。

目指す姿と目標指標

- 消防力が充実しているため、安全に暮らすことができます。
- 消防署と非常備消防機関、住民との連携が図られ災害に対応する体制が整っています。
- 市民の防火意識が高く火災の発生が減少しています。
- 市民の応急手当に関する知識・技術が養われ救命率が向上しています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
消防水利（消火栓）の設置数	1,703 栓	1,753 栓	1,707 栓	1,813 栓
消防水利（防火水槽）の設置数	383 基	383 基	—	389 基
普通救命講習会の受講者数	10,462 人	16,843 人	22,000 人	32,000 人
住宅用火災警報器の普及率	70.2%	82.6%	80%	90%

施策の内容

(1) 消防力の強化

- ① 消防力の維持・強化を図るために、消防車両、消防庁舎、消防水利等の機器や施設の計画的な更新・整備を進めます。
- ② 災害による被害を最小限に抑えるため、消防団の実践的な訓練や地域との連携を図ることにより、地域の防災力の強化を図ります。
- ③ 消防団員を確保するために、消防団のイメージアップ、消防団員向けの特典、協力事業所の拡大など、消防団の魅力づくりを進めます。
- ④ 高機能消防指令システムの機能を維持・強化するために、管理体制の確立や機器の計画的な更新、外国語対応などの新たなニーズに対応したシステムの構築などを進めます。

(2) 救急救命体制の充実

- ① 救命率の向上を目的に、救急救命士の育成、救急技術の向上、救急車両・資機材の充実、医療機関との連携強化など、救急体制の充実を図ります。
- ② 市民、事業所、女性消防クラブ等の各種団体に対する講習会の開催や情報提供等を行い、応急手当ができる人を増やします。

(3) 火災予防対策の推進

- ① 人命危険の高い防火対象物、危険物施設などの立入検査を行い、防火安全対策の推進を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなど家庭における安全・安心の確保に努めます。
- ② 火災予防の広報・啓発、消防署体験入署など、地域の防火意識の高揚を図ります。

協働のまちづくりの考え方

大規模災害が発生しても自分の命は自分で守るという意識を高めるとともに、消防団や自主防災会等の活動により、地域の力で防災力を高めます。

また、救急車が現場に着くまでの間、その場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命率を高めます。

行政は、こうした地域に防災力や応急手当の体制を強化するために、訓練や講習会の開催を支援します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
市民を始め、消防団、自主防災会、地域の事業所等を中心に訓練、講習会などで、初期消火・応急手当の知識・技術などを修得し、地域の消防体制・防災体制の一翼を担います。	地域の住民や事業所などに対し、消火、防火及び応急手当に関する正しい知識・技術の指導を行います。また、応急手当普及員などの指導者の養成にも努めます。

1 市民協働

主な実績

- 市民活動センターを拠点として行う市民活動推進業務をNPOに委託することで、柔軟な発想と専門的なノウハウを生かしたNPOの設立・運営やボランティアに関する継続的な支援を行っています。
- 対話を重視した市民協働ガイドを実施し、地域の課題や行政の取り組みなどについて市民と行政が認識の共有を図っています。
- 第2次西尾市男女共同参画プランを平成26年3月に策定し、計画に基づいて施策を展開しています。
- 市の基本的な政策の策定時等にはパブリックコメントを実施しています。

今後の課題

- 身近な地域課題の解決を目指して、市民が主体的に取り組む活動を促進するための補助金制度を運用していますが、地域への波及効果のより高い事業を促進するために、審査のあり方を検討する必要があります。
- 「にしお市民活動センター（愛称：アクティにしお）」を拠点とするNPOやコミュニティ団体等への活動支援について、より実践的な活動をコーディネートできるように機能を強化する必要があります。
- 市内で公益的な活動を行っている団体やサークル活動を行っている団体の情報を紹介する「にしお市民活動情報サイト」の機能充実を図り、活動に参加する市民を増やす必要があります。
- 女性活躍推進法に基づく計画策定と合わせて、現行の第2次西尾市男女共同参画プランを見直し、本市の実情に即した男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

目指す姿と目標指標

- にしお市民活動センター（アクティにしお）を拠点に継続的に市民の活動を支援し、活発に活動を展開する新たなボランティアや市民活動団体が育っています。
- 地域の課題や課題解決に向けた市民と行政の役割などについて、市民と行政が認識を共有し、市民協働を推進する土壌が形成されています。
- 委員会、審議会等への女性の参画が拡大し、男女の意思が公平に市政に反映されています。
- 男女が性別に関わりなく、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会になっています。
- にしお市民活動情報サイトの機能充実により手軽に情報が共有化されています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
にしお市民活動情報サイト登録団体数	92 団体	135 団体	200 団体	300 団体
審議会等への女性の登用率	20%	24%	30%	40%
市民活動センター利用登録団体数	107 団体	167 団体	200 団体	250 団体

(1) 市民と行政が共に考え、行動するまちづくりの推進

地域活動やボランティア・NPO 活動に参加したい市民割合	33%	28% (H29)	35%	40%
日常生活や社会において男女が平等であると感じる市民割合	55%	51% (H29)	60%	65%

施策の内容

- (1) 市民活動・ボランティア活動の推進
 - ① 市民活動団体のニーズと地域への波及効果などを検証し、効果的な補助を行います。
 - ② NPO・市民活動団体等の設立や活動などに関する相談や情報提供を行い、団体の活動を支援します。
 - ③ 市民活動・ボランティア団体等の情報発信を充実し、市民の活動参加を促します。
- (2) 市民意見のまちづくりへの反映
 - ① 市の基本的な政策の策定等を行ったときはパブリックコメント等を実施し、市民意見の施策反映の機会を設けます。
 - ② 代表町内会長会議が、町内会への事務連絡、町内会からの意見、町内会同士の意見交換等の場となるように支援します。
 - ③ 市民の生の声を聞くとともに、行政の情報を発信するため「市民協働ガイド」制度を実施していきます。
- (3) 男女共同参画社会の推進
 - ① 委員会、審議会等への女性の参画を拡大し、男女の意思を公平に市政に反映します。
 - ② 男女共同参画社会のさらなる推進を目指し「第2次西尾市男女共同参画プラン」の見直しと女性活躍推進法に基づく計画を策定し、本市の実情にあった取り組みを推進します。
 - ③ 災害時における、男女共同参画の視点を取り入れた対策に取り組みます。

協働のまちづくりの考え方

地域の課題を解決するには、公平・画一的な従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきている中で、自主的にこれらの課題解決に取り組む市民活動団体やボランティアの特性を生かして、市民活動団体等と行政とが協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応や有効な取り組みを進めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
市民活動団体等は、団体の目的を達成するために自主的に市民活動を推進するとともに、その活動内容の情報を広く公開し、市民に活動内容の理解を促すとともに、活動への参加を呼び掛けます。	市民活動団体、ボランティア団体等の活動を支援するとともに、行政の各分野において、市民団体等の特徴を活かすことができる連携の取り組みを推進します。

2 情報共有

主な実績

- 広報紙においては、平成27年度に全面リニューアルを行い市民の満足度が高まりました。ホームページも平成28年度からスマートフォン対応などの機能を追加したことにより、閲覧数が増加しています。
- 「市民の声」「市政懇談会」「市政世論調査」などを通じて広聴を多角的に進めることで広く市民の意見を把握することができました。
- 定例記者会見などにより、報道機関への市政PRを行うとともに市公式ツイッターを開始して、イベント等の情報発信や災害時の情報発信にも備えました。
- 個人情報保護条例に基づき、情報の保有、利用、開示請求などの取扱いを正確かつ迅速に進めています。
- 市民に親しまれる広報紙を目指して、広報サポーターが市の魅力を市民目線で発信する記事を掲載しました。

今後の課題

- 市民と共に市政を考えるためには、市民に対して市政情報を積極的に、分かりやすく発信する必要があります。
- 広報紙の満足度を上げるために、地区や年齢にかかわらず幅広い層が親しむことができる記事や紙面構成に改善することが必要です。
- ホームページは、どの世代にも見やすいものに工夫する必要があります。
- 市政に意見を述べる機会が少ない層の意見を把握する必要があります。若年層を対象とする「市政懇談会」の継続など、広聴方法の工夫が求められています。
- 市政情報の発信について幅広いメディアや、SNSなどを活用して充実させることが課題です。
- 個人情報や行政情報について情報流出や改ざん防止等の機密性、完全性の確保、業務継続のために、必要な時に必要な情報が取り出せるといった可用性の確保など、確実な情報セキュリティ対策が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 幅広い世代の市民、多くの市民が、広報紙やホームページを見て興味を持っています。
- 市民が、行政に対する意見や要望を述べる機会に積極的に参加しています。
- 市民が行政と情報を共有して、行政へ意見や提案を積極的に示しています。
- 市職員の個人情報の保護に対する意識が高く、適切に個人情報を取扱っています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
ホームページの閲覧件数	1,700,531 件	3,102,886 件	1,900,000 件	4,200,000 件
「広報にしお」の満足度	50.1%	49.8%	52.5%	55.0%

施策の内容

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 広報広聴の充実</p> <p>① 広報紙やホームページを、どの世代にも見やすく親しまれるような内容・表現を目指して改善していきます。</p> <p>② 市民と行政が懇談する機会など市民の声を聞き取る仕組みを充実させ、幅広い世代の考え方や意見を行政に反映します。</p> <p>③ 報道機関を活用して行政情報を発信するとともに、各種情報発信媒体（ツイッター等）を通じて、タイムリーに情報を発信します。</p> | <p>④ 市が有する地域資源や特徴的な施策などの魅力を市内外に発信することで、市のイメージアップを図り、移住定住の促進に努めます。</p> <p>(2) 個人情報保護とセキュリティ対策の強化</p> <p>① 個人情報の適正な管理と情報漏えい対策を充実強化します。</p> <p>② 情報セキュリティポリシーの必要な見直しと定期的な研修を実施します。</p> |
|--|---|

協働のまちづくりの考え方

行政、市民及び団体・事業者などが、お互いの信頼と安心の下で情報を共有し意見交換ができるようにします。そして、本市を積極的にPRし、知名度を上げる取り組みを工夫しながら、市民としての誇りが持てるようにしていきます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民は各種情報発信媒体を通じて行政が発信する情報に対する関心を高め、まちの魅力を再発見するとともに、まちのPRの重要な担い手として、今後もまちの魅力を積極的に伝えていきます。</p> <p>また、「市政懇談会」や「市民の声」などを通じて、積極的に市政に対する意見・要望を発信します。</p> <p>町内会や NPO などの市民活動団体においては、市が発信する情報を地域住民や会員に的確に伝達し、情報共有に努めるとともに、お互いに連携しながらあらゆる手段を活用して継続的に情報発信していきます。</p> <p>また、事業者においても市政への関心を持ち、まちづくりについての情報を市民と共有します。</p>	<p>市民に対する有意義な情報や行政側が知ってもらいたい情報を分かりやすく積極的に発信するとともに、全国に向けても本市の魅力を発信していきます。</p> <p>また、市政運営の方針や改善に役立てるため、市民が気軽に参加することができる意見交換の機会など、さまざまな取り組みを通じて市民から意見・要望を集約します。</p>

3 コミュニティ

主な実績

- 全小学校区ごとに「校区コミュニティ推進協議会」が組織化され、「校区コミュニティ推進方針」に基づき、各地域の住民の創意と工夫による活動が進められています。
- 外国人にも分かるように配慮した「やさしい日本語」を活用した生活情報誌を毎月発行するとともに、6カ国語対応の「外国人のための生活ガイドブック」により、外国籍住民に対して市政情報等を発信しています。
- 姉妹都市であるニュージーランド国ポリリア市への高校生訪問団派遣による交流を通じて、市民の国際的視野を広げることができています。
- 「佐久島アートプラン 21」事業を継続的に展開してきたことなどにより、交流人口が増加しています。

今後の課題

- 少子高齢社会の進展で多様化する地域の課題の解決に向けた地域の取り組みや住民同士のつながりを強める上で、コミュニティの役割がますます重要になっています。
- 本市では、小学校区単位で「校区コミュニティ推進協議会」を組織化して活動を展開していますが、町内会との役割分担が不明確であることや高齢化などによる担い手不足が問題となっている地区もみられます。今後は、地域課題解決に向けて自主的に取り組めるように、組織の自立を促す必要があります。
- 本市には 8,000 人超の外国籍住民が居住しており、言語や文化の違いから日常生活で誤解が生じやすいため、多様な文化の違いを理解し合う多文化共生社会を構築する必要があります。
- グローバル社会における国際交流事業は、教育やまちづくりの視点からも重要であり、引き続き推進する必要があります。
- 佐久島は、「佐久島アートプラン 21」事業の継続的な展開により、交流人口が大幅に増加していますが、必ずしも定住人口の増加につながっていません。「島を美しくつくる会」と連携しながら、定住促進につながる事業を検討する必要があります。

目指す姿と目標指標

- 地域での活動に参加する市民が増えて、地域の問題に自主的に取り組む活動が活発になるとともに、世代を超えた人と人のつながりが強まり、安心して生活できる地域が形成されています。
- 国際感覚を身につけた市民が増えるとともに、互いの文化を認め合う多文化共生社会が構築されつつあります。
- 佐久島の居住環境の魅力が高まり、定住する人が増え、島が活性化しています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
佐久島移住者相談窓口数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
外国人生活支援相談窓口数	1 か所	1 か所	2 か所	3 か所
地域間での交流が活発に行われていると考えている市民割合	36%	35% (H29)	40%	45%
佐久島移住者数	15 人	29 人	20 人	30 人

施策の内容

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 地域活動の推進</p> <p>① コミュニティ活動を多角的に支援し、自助・共助・公助の精神に基づく、心豊かな地域づくりを進めます。</p> <p>② 校区コミュニティの活動をより活発にするため、「校区コミュニティ推進協議会」の役割について理解を深めるとともに、地域の課題に即した活動に取り組めるように支援します。</p> <p>③ 校区コミュニティ推進協議会相互の交流を図り、情報共有や連携を進めるとともに、コミュニティリーダーの育成に努めます。</p> | <p>(3) 国際交流の推進</p> <p>① 国際交流協会の支援や同協会に所属する外国籍住民に地域活動への参加を促すことで、コミュニケーションの場を広げていきます。</p> <p>② 国際交流協会との役割分担を図りながら、姉妹都市ポリルア市と交流事業を進め、グローバル社会に対応できる人材を育成します。</p> |
| <p>(2) 多文化共生の推進</p> <p>① 外国籍住民と日本人の多文化共生を推進するために外国籍住民との意見交換をする機会の活性化を図っていきます。</p> <p>② 外国籍住民に必要な情報を提供するために、多言語による「外国人のための生活ガイドブック」や「やさしい日本語」を活用した生活情報誌などを提供していきます。</p> | <p>(4) 総合的な離島振興</p> <p>① アートの島として魅力を発信し、交流人口を増やすことにより新たなビジネスチャンスを広げるとともに、遊休農地を活用して島の特産品の開発とブランド化をめざします。</p> <p>② 「島を美しくつくる会」と行政が連携して、移住者向けの情報提供を行うとともに、空家活用を促進するなど、移住者の受入れ環境の整備を進めます。</p> <p>③ 来訪者の急増による問題に対応するために、関係者と連携してルールづくりや啓発を行い、島内の良好な生活環境の維持・改善を図ります。</p> |

協働のまちづくりの考え方

地域の生活環境を守るために、行政だけでは解決できない地域の課題解決に向けて、地域住民自ら主体的に活動を展開するとともに、住民同士の触れ合いや絆を強めて、住みやすいコミュニティを形成します。

また、佐久島については、島民で構成する各種団体と行政が連携して、島の活性化を図るとともに、定住人口を増やすための環境整備を進めます。

多文化共生社会の構築については、在住する外国籍住民との交流を積極的に行い、情報共有と相互理解を深めます。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>まちづくりの担い手として、各校区のコミュニティ推進協議会の活動に積極的に参加し、行政だけでは対応できない地域課題に主体的に取り組むとともに、地域の連帯感を深めます。</p> <p>「島を美しくつくる会」をはじめとする島内の団体が連携して、景観づくりや伝統文化の継承、また移住希望者の受け入れ窓口、そして活動後継者の育成、意識改革など幅広い活動に努めます。</p> <p>国際交流協会は多文化共生の推進母体として、外国人と日本人との架け橋になるような活動を推進します。</p>	<p>コミュニティ推進協議会が活性化するように支援します。</p> <p>佐久島振興課が窓口となって、島を美しくつくる会など、島民と連携して活動できる環境の整備を図ります。</p>

4 行財政運営

主な実績

- 行財政改革推進計画（第4次実行計画）に基づく補助金の見直しなど、105件の取り組みで約30億円の削減効果をあげました。また、公開事業診断や事務事業評価を行いました。
- 公共施設再配置計画に基づいて策定した実施計画（2014-2018）を踏まえて、効率的・効果的な施設の再配置を進めています。
- 合併初年度に策定した定員適正化計画の「目標以上（約150人）の職員の削減を達成するとともに、職員の資質を高めるために研修を充実しました。
- 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止を積極的に進め、平成25年度から28年度までに48件の実績をあげました。
- 住基・税等の基幹システムをメインフレームからオープンシステムに再構築し、毎年の運用コストを削減することができました。

今後の課題

- 行財政改革は適切に推進しているものの、今後も厳しい財政状況であるため、より業務等の効率化と部局が連携した取り組みが必要です。
- 権限移譲に対応するためには、専門的な知識を持つ人材の確保や育成が必要です。
- 合併による地方交付税算定替えの特例措置が縮減されていくため、予算の選択と集中が一層求められていきます。
- 公共施設再配置基本計画に基づく取り組みを推進して、効率的・効果的な施設の維持・管理・運営方法および施設配置を推進することが必要です。また、官民連携手法の推進については、市民の理解を得ながらそのあり方を再整理することが課題です。
- 質の高い住民サービスを提供するために、職員の計画的な採用と専門的な人材を育成することが必要です。
- 企業誘致等を推進するためには、企業からの用地ニーズに速やかに対応できるよう企業用地を確保する必要があります。
- 行政改革実行計画や事務事業評価の実施が過大な事務負担とならないように、効率的な策定方法を検討することが必要です。
- より効率的な行財政運営のために、システム化や行政組織の再編などを進めることが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 地域の力を結集したまちづくりが進み、コミュニティ活動も活発になっています。
- 市民が市財政に関する情報に関心を高め、現状や将来展望などの情報の共有化が図られています。

指標名	実績値		目標値	
	H25 (2013) 年 策定時	H28 (2016) 年	H29 (2017) 年	H34 (2022) 年
行財政改革推進計画の取組 事項の進捗率	96.8%	98%	100%	100%
市職員の対応が良いと思う市民割合	54.2%	58.1% (H29)	60%	65%

市民ニーズに応じた行政サービスがなされていると思う市民割合	33.7%	31.9% (H29)	45%	55%
-------------------------------	-------	-------------	-----	-----

施策の内容

- (1) 地方分権改革への対応
- ① 地方分権改革による権限の増大化と責任の重大化に適切に対応するために、市民ニーズを把握するとともに業務遂行のための人材確保・育成を進めます。
- (2) 行財政改革の推進
- ① 合併によって集約された地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、安定した行財政運営を確立するとともに、ムダを省いた事業執行と質の高い行政サービスを推進します。
 - ② 公共下水道の企業会計化を着実に進めます。
 - ③ 行政評価委員会について一層の周知を図るとともに、市民の理解と協力を得た行政運営を推進します。
 - ④ 自主財源の根幹となる市税に関する理解を深めて納税意識を高めてもらうために啓発します。
- (3) 公共施設再配置の推進
- ① 西尾市公共施設再配置実施計画に基づき、事業を推進するとともに、引き続き第2次西尾市公共施設再配置実施計画を策定し、効率的・効果的な施設の維持・管理・運営・配置を実現します。
 - ② ファシリティマネジメント（FM）の考え方に基づいた再配置を推進するため、公民連携（PPP）の可能性を探りながら、公共施設の長寿命化、利用者負担の見直し、市有財産の効率的運用などのさまざまな取り組みを展開します。
 - ③ 西尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に効率化かつ効果的な公共施設等の整備・更新や維持管理を行い、次世代への負担を減らします。
- (4) 職員の意識・資質の向上
- ① 合併後の職員定員管理の適正化を図り、合併のスケールメリットを発現させます。
 - ② 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、より専門的知識を持った人材育成と職員の資質向上を図ります。
- (5) 安定財源の確保
- ① 企業誘致等を積極的に進め、税収の確保に努めます。
 - ② 適正な債権管理により財源を確保します。
 - ③ 売却可能財産の処分や公有財産の貸付けなどにより財源を確保します。
 - ④ ふるさと納税制度を推進し、財源の確保を図ります。
- (6) 効率的な行財政運営
- ① 経費負担のあり方や行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、財政運営の効率化を推進します。
 - ② 情報システムの統廃合など、情報システムの最適化を推進します。
 - ③ マイナンバー制度を活用した各種オンライン手続きなど、ICTを活用した住民サービスを提供します。
 - ④ 行政組織を時代に合わせて柔軟に見直し、多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる編成とします。また、地域住民の身近なサービス拠点である支所と本庁との連携強化を図り、質の高い住民サービスを提供します。
 - ⑤ 多様化する広域的な課題については、県や周辺自治体と連携・補完しながら、より効率的な広域行政を進めます。

協働のまちづくりの考え方

市民と行財政運営の情報について共有できるような環境を充実して、市民はできるだけ自助、共助による地域生活を維持します。また、行政は、単にコスト削減のためにNPOやボランティア団体を活用するのではなく、市民・諸団体の自主的な活動を補完します。このように市民とともに、真に協働する行政が実現できるような取り組みを目指します。

市民・団体・事業者の役割	行政の役割
<p>市民それぞれが地域のために何ができるのかを考え、本市や市民全体の将来を築いていくための活動を行います。また、そのような環境づくり市にも要望することにより、自らが考え、行動できるようになることを目標とします。</p> <p>それぞれの団体や業界の利益だけでなく、本市の発展に寄与する活動を行います。また、行政からの助成を求めない活動を行なっていくことにより、団体としての自立を目指します。</p>	<p>さまざまな機会を通じて行財政運営にかかわる情報を収集し、分析します。更に今後の予測を行い、市民と情報を共有しながら政策を立てます。</p> <p>また、政策策定にあたっては、従来の方針にとらわれることなく、市民の意向を確認しながら進めます。</p>